

平成15年度 第1回公共事業評価専門委員会

議 事 録

日 時 平成15年8月22日(金) 午後1時00分

場 所 三井アーバンホテル秋田

(午後1時00分 開会)

1 開 会

司 会 定刻になりましたので、ただいまから、平成15年度第1回公共事業評価専門委員会を開催いたします。

2 あいさつ

司 会 はじめに、関係各部長がごあいさつをお願いします。まず、農林水産部長からお願いいたします。

竹村農林水産部長

農林水産部長の竹村でございます。一言ごあいさつを申し上げたいと思います。本県の農林水産業につきましては、国内外との産地間競争が大変激しくなる中で、食糧の安全、安心など、消費者や市場ニーズを的確にとらえながら、豊かな資源や特色ある気象、立地条件など、本県の持つ優位性を十分に発揮しまして、体質の強い産業構造の確立に努めてまいらなければならないと考えてございます。こうした農林水産業の振興を通じまして、県土の保全でありますとか水源の涵養など、森林と農地のもつ多面的機能の維持保全を図るための施策を展開しているところでございます。こうした中で、専門委員の皆様方から公共事業の評価をいただくということは、私どもにとりましても、改めて個々の事業のあり方を考えるよい機会だというふうに考えてございます。今日は、農林水産部のおもな公共事業といたしましては、農道整備、担い手育成基盤整備、漁港海岸整備、林道整備など、34件を提案してございますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして、簡単でございますけれども、あいさつといたします。

司 会 続きまして、建設交通部長からお願いいたします。

越後谷建設交通部長

建設交通部長の越後谷でございます。一言ごあいさつ申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。国、地方とも大変厳しい財政事情や雇用情勢のもと、公共事業を取り巻く環境が大きく変化する中で、県勢発展の基礎となります社会資本の充実を図るため、建設交通部といたしましては、より一層のコスト縮減、重点化、事業評価の徹底等により、公共事業の効率的、効果的執行に努めているところでございます。このような状況のもと、建設交通部の今年度の重点施策には2つあるわけですが、第1点は高速道路網の整備促進、2つ目が下水道普及率の向上でございます。高速道路につきましては、昨年秋2カ所供用開始しましたことによりまして、その進捗率が59%にまで上昇いたしましたわけですが、全国平均が67%でございますので、まだま

だ低い状況でございます、この高速道路は物流の効率化、産業経済等の振興のためにも、引き続き積極的に整備促進に努めてまいりたいと考えております。次に、下水道につきましては、普及率が56%で、全国平均の73%を大幅に下回っていることから、快適な生活環境確保のためにも、引き続き整備促進に努めてまいりたいと考えております。また、その他のインフラ整備につきましては、これは全国的な問題になっておるわけでございますが、大量の既存公共土木施設の老朽化対策としての維持管理、修繕の充実と、これら既存施設の効率的活用に、今後重点的に取り組んでまいりたいと考えております。なお、本日建設交通部では20件の事業を諮問しておりますが、うち19件は平成10年再評価実施後5年経過した事業、1件は着手後10年経過した事業でございますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

3 委員紹介

司 会 それではここで、本日ご出席の委員の方々をご紹介いたします。秋田県経営者協会専務理事、高橋委員でございます。秋田大学工学資源学部土木環境工学科助教授、石井委員でございます。秋田大学名誉教授、小笠原委員でございます。大湯リハビリ温泉病院長、小笠原委員でございます。秋田工業高等専門学校環境都市工学科教授、折田委員でございます。秋田県立大学短期大学部農業工学科教授、佐藤委員でございます。秋田県立大学生物資源学部生物環境学科教授、小林委員でございます。NPO 事業化支援研修センター理事長、小西委員でございます。秋田県女性議会の会会長、佐藤委員でございます。秋田工業高等専門学校環境都市工学科教授、羽田委員でございます。秋田大学工学資源学部土木環境工学科助教授、松富委員でございます。岩手大学農学部附属演習林助教授、澤口委員でございます。なお、本日は清水委員、並びに井上委員が所用のため欠席となっております。

4 県出席者紹介

司 会 続きまして、県側の出席者を紹介いたします。農林水産部部長、竹村達三です。森林技監(兼)次長、清水邦夫です。次長、三浦貞一です。農林政策課長、佐藤文隆です。農山村振興課長、黒子高夫です。農地整備課長、今井浩二です。水産漁港課長、遠藤実です。森林整備課長、佐々木郁夫です。建設交通部部長、越後谷康作です。次長、能藤進です。次長、青山貞紀です。次長、小玉良悦です。参事(兼)都市計画課長、本田武志でございますが、ただいまミネソタに出張中でございます、代理副主幹柴田公博です。建設交通政策課長、佐々木昌良です。道路建設課長、堀江敏明です。河川課長、三浦昭男です。砂防課長、佐藤康彦です。

5 出席状況の報告

司 会 次に、出席者の状況についてご報告いたします。

事務局 それでは、事務局のほうからご報告いたします。本日は、委員総数 14 名のうち 12 名が出席しておりますので、条例第 13 条第 3 項に定める定数を満たしておりますので、委員会が成立することをご報告いたします。

司 会 ここで、本日の日程についてご説明いたします。このあと、次第に従いまして議案第 1 号から第 3 号まで審議をしていただきますが、途中休憩を取りまして、5 時終了をめどにしたいと考えておりますので、よろしくご協力をお願いしたいと思います。

6 議 事

(1) 議案第 1 号 委員会の公開または非公開について

司 会 それでは、これから議事に入らせていただきます。議事の進行は条例第 13 条第 2 項の規定により、委員長が議長となつて行うことになっておりますので、高橋委員長に議事進行をお願いいたします。

議 長 ただいまご指名を賜りましたので、議長を務めさせていただきます高橋でございます。よろしくお願いいたします。本日の開会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げたいと思います。本日は委員の皆さまにはご多忙のところご出席を賜りまして、大変ありがとうございます。昨年の 8 月に開催しましてから 1 年ぶりの開催でございますけれども、ご案内のとおり、平成 10 年度にこの委員会が設置されましてから、審議スタートしたわけでございますけれども、ちょうど 5 年が経過したところでございます。すでにご案内のとおり、この委員会の趣旨、あるいは役割につきましてはご承知のとおりでございますが、確認の意味でちょっと私も振り返ってみたところでございますが、1 つは、この委員会は、秋田県が実施する国の補助事業について、公共事業の効率性、それから実施過程の透明性の一層の向上を図ると、ついでには、国の再評価実施要領に基づいて、公共事業を再評価するシステムであるということが 1 つでございます。それから、再評価を実施する事業は、ご承知のとおり事業採択後 5 年後に未着手または継続の事業、それから、10 年後継続中の事業、及び社会経済情勢の変化により見直しの必要が生じた事業、こういうものが対象になるというふうにされております。次に、この委員会の役割と位置づけということでございますが、これもご案内のとおり、平成 14 年の 4 月 1 日に条例が施行されまして、秋田県の政策評価委員会が設置されたわけですが、その専門委員会ということで本委員会が位置づけされているというふうには理解しております。役割としましては、知事から諮問を受けまして、県で行った再評価の実施状況、この説明を受けまして、本委員会で調査、審議すると、その中で問題あるものは、重点審議事項として抽出して重点的に調査、審議すると、その中で不適切あるいは改善すべき点があれば知事に具申すると、こういうふうには定められていると

ころでございます。それから、これも先刻ご承知のことでございますが、調査、審査のポイントということで、当初4点挙げられておりますが、1つは事業の進捗状況、それから2点目は、事業を巡る社会経済情勢の変化、それから3番目は、事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、それから最後にコスト縮減や代替案立案等の可能性と、こういうことが審査のポイントであるということをお話しして、これまでやってきたところでございます。話を戻しまして、この5年間審議対象となりました案件、191件あるようでございますが、その事業案件と審議経過につきましては、本日すでにお手元にまとめて配付されておるとおりでございます。また、審議の結果の集約であります、知事に対します答申内容につきましても、本日原文そのまま配付されているとおりでございます。先程部長さんのごあいさつにもありましたとおり、本日の審議案件は、総括表にありますとおり54件でございますが、その3分の2近い35件が、5年前のこの委員会で再評価されて、すでに事業継続を可とするという旨の答申を知事に出しているところでございます。今回は、その後の社会情勢の変化などを勘案して、再度、再々評価をするという案件が3分の2近いということでございます。それ以外の19件につきましては、今回はじめて再評価にかかる新規案件というふうになっております。途中休憩をはさみながら進めてまいりたいと思っておりますが、これらの経緯を勘案された上で、ひとつ限られた時間ではございますけれども、委員の皆さまには、十分にご審議を賜りますよう、よろしくご協力のほどをお願い申し上げたいと存じます。これをおもちまして開会のあいさつとします。よろしくお願いいたします。

それでは早速でございますけれども、運営要領第4条の1項の規定によりまして、議事録署名人につきまして、指名させていただきたいと思っております。本日の議事録署名人に、石井委員と小西委員にひとつよろしくお願いいたします。

それではまず、議案第1号でございますけれども、委員会の公開または非公開についてでございますが、要領第2条第2項によりまして、公開に対する指針ということが定めてありますが、これは委員長がこの委員会に諮って決めるということになっております。その前に事務局のほうから、この件に関してご説明をお願いしたいと思います。

事務局 それでは、事務局のほうからご説明します。今回の議案につきましては、会議の公開基準に照らしまして非公開とするものがないと判断いたします。

議長 特にただいまの事務局の説明で、非公開としなければいけない理由がないようでございますけれども、委員に皆さま、公開ということでよろしゅうございますでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

議長 ありがとうございます。それでは、本委員会は公開をもって進めさせていただきたいと思っております。

(2) 議案第2号

再評価の実施状況について

議 長 続きまして、議案第2号でございますが、再評価の実施状況につきまして進めてまいりたいと思います。事務局のほうから説明をお願いします。

事 務 局 平成15年7月29日付けで知事から当委員長のほうに諮問がなされております。つきまして、この諮問でございます54件、これは農林水産部が34件、建設交通部が20件、この事業につきまして、調査、審議をお願いいたします。

農林水産部所管事業(34件)について

議 長 それでは、諮問につきまして、これから県のほうから各事業案件ごとにまず再評価の実施状況を説明いただきまして、それに対して質疑、意見を交わしていただきたいと思います。その中から重点審議事項を抽出していくと、もし、そういう項目がなければ了解ということになるわけでございますが、そのような要領で進めてまいりたいと思います。それでは、はじめに農林水産部所管事業の34件につきましてお願いしたいと思いますが、最初は農山村振興課さんのほうから、6件につきましてご説明をお願いいたします。

黒子農山村振興課長

それでは、農道整備事業についてご説明いたします。今回再評価地区が3地区、並びに再々評価地区3地区、計6地区でございます。農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業金岡西部地区について、選んでご説明いたします。資料はA3の横版の農林水産部版でございます。インデックスの4番目の金岡西部地区をお開き願います。そのページの次のページでございますが、はじめに図面でご説明いたしたいと思います。施工場所でございますけれども、赤い太線で示してございます。国道7号沿いの能代市との境界付近、山本町外岡地内でございますが、ここからずっと下にまいりまして、同じく豊岡金田地内のBPと書いておりますけれども、能代山本地区広域農道へ接続する、全長5.4kmの農免農道でございます。この図面では、茶色い細い縦線で示してございますが、全長29.8kmのこれが能代山本地区の広域農道でございますが、5年度に完了して供用開始しておりますが、ここに接続することになってございます。それでは、前のページの調書にお戻りください。本地域は、稲作を基幹としながら、野菜、果樹との組み合わせによる複合経営を目指す丘陵地でございます。山本町の代表的な畑作地帯でございます。農免農道の整備は、農産物や生産資材の流通の合理化、並びにトラック等の走行経費の節減のほか、生活道路としての活用も見込まれてございまして、農村地域の生活環境の改善が図られるものでございます。農家をはじめ地域住民からも強い要望がございまして、早期の完成を期待されているところでございます。次に、事業の内容でございますが、延長は計画時点と同じ5.4kmとなっております。事業費は11億1,300万で、

計画時点からは労務費、資材費の低下によって、5,700 万ほどの減となっております。事業の進捗状況は、事業費で 66 %の進捗率でございます。事業量は全路線 62 %の区間で工事着工してございます。長期継続の理由としては、当初から計画路線内に埋蔵文化財がございまして、その発掘調査を考慮した工期を設定してございますが、調査、工事とも順調に進捗してございまして、17 年に計画どおり完成する予定となっております。事業を巡る社会情勢の変化といたしましては、平成 14 年度に秋田自動車道が能代まで延伸されてございまして、供用を開始したところでございます。高速交通体系の整備が図られてございまして、農作物の輸送などより一層効果の発現が期待できる環境が整備されてございます。環境対策としては、切土面、盛土面に法面保護を施工するなど、環境に配慮した工法を実施してございます。次に、事業の効果でございますけれども、供用開始によって農作物の輸送経費の軽減や、舗装道路になることで農作物の荷傷み防止効果が図られることから、農村環境の改善に寄与する効果がございます。費用対効果ですが、別紙に再評価時に計算書を添付してございますけれども、計画時点 1.11、現時点 1.26 となっております。今後の事業の進捗の見込みですが、橋梁等の主要構造物も順調に施工してきておりますので、15 年度と 16 年度で発掘調査と舗装工の大部分を終えて、17 年度に完了する予定となっております。対策方針（案）ですが、この農免農道の全線開通への期待も大きいことから、計画どおり平成 17 年度完成を目指しておりますので、このまま継続して事業が遂行できますよう、よろしく願いいたしたいと思っております。このほか、広域関連農道整備事業の牧野安全寺地区、黒森地区は、いずれも 10 年着工で、予算の制約、分割採択等によって 17 年度までの施行であります。当初計画よりは 3 年早く完了する予定でございます。同じく継続地区として事業が遂行できますよう願いいたしたいと思っております。このほかに再々評価地区が 3 地区ございますけれども、いずれもその事業規模、予算の制約等から分割採択されたものでございまして、当初から 10 年を超える工期を設定し、10 年度に再評価を受けた地区でございます。継続地区と同様工事も順調に進捗してございます。個別にいきますと、奥羽北部地区は 17 年、奥羽南部地区、仙北中央地区は 19 年に完了できる見通しでございますので、継続して事業遂行できますよう、よろしく願いいたしたいと思っております。以上でございます。

議 長 どうもありがとうございました。続きまして、農地整備課さんのほうからご説明をお願いいたします。

今井農地整備課長

それでは、農地整備課所管の事業についてご説明いたします。総括表にもございますように、今回ご審議いただく事業につきましては、担い手育成基盤整備 11 件、土地改良総合整備事業 2 件、それから地域用水環境整備事業 1 件、地すべり対策事業 4 件の合わせて 18 件となっております。このうち地すべり対策事業につきましては、再々評価の対象になってございます。はじめに、

1 ha の大区画ほ場整備を実施しております担い手育成基盤整備事業ではありませんが、本事業は、生産コストの低減や担い手への農地集積の促進、大豆、野菜などの畑作物の導入による複合経営を推進し、水田農業経営の安定化を図るための基礎となりますほ場を整備するものでございます。事業の進め方といたしまして、平成 12 年度から「あきた 21 総合計画」に基づき、平成 22 年度までの 11 年間に 1 万 4,500ha、整備率にいたしまして 76 % を目標に進めております。このうち 12 年度から 14 年度までの前期計画におましては、4,500ha の目標に対しまして、5,416ha を整備し、2 期計画であります平成 15 年度から 17 年度までの 3 力年の目標は、3,114ha となっております。また、事業の目的の 1 つであります、担い手などへの農地の利用集積につきましては、平成 3 年度から実施しております大区画ほ場整備で、平成 14 年度までに完了いたしました 68 地区の受益面積 6,169ha のうち 2,985ha、率にいたしまして 48.4 % という高い数字を確保してきております。それから、事業における担い手のイメージといたしまして、消費者や市場ニーズに対応した、農業経営に対する意欲と能力の高い農業者、並びに地域一円の農作業を受託し、経営の安定化を図りながら、地域農業をサポートする生産組織と考えてございます。それから、転作作物としてほとんどの地区が選定しております大豆は、本県において土地利用型農業の活性化を図るための重要な作物と位置づけておりまして、味の良さ、均一な品質が評価されております。それからさらに集約、保管体制も整っておりますので、一層の需要が見込まれますし、国産大豆は遺伝子の組み替えがないという安全面からも消費者の支持を受け、今後とも安定した需要が見込まれる作物であると考えております。県といたしましては、地元農家の合意形成や県内の地域バランスなどに配慮しながら、できるだけ多くの地区を整備するよう努めてきたところでございますが、近年の公共事業抑制や市町村財政が厳しさを増していることなどから、年度執行予算額が減少する傾向となっております。今後はさらに効率的な予算執行に努めながら、「あきた 21 総合計画」目標達成に向け、事業を進めてまいりたいと考えてございます。今回ご審議いただきます地区は、いずれも平成 10 年度に採択された地区でございまして、当時は県内農家が大区画ほ場の整備を強く求めた時期でもございまして、採択地区数も 24 地区と多いわけではありますが、そのうち 13 地区につきましては、本年度までに完了する予定であります。残る 11 地区につきましては、再評価調書の長期継続の理由にもありますように、地区の規模が他の地区に比べ大規模な 5 地区と、埋蔵文化財調査や河川改修事業との協議調整など、地域の事情等によるものが 6 地区となっております。完了年度はずれ込みましたものの、事業を進める上で特に大きな問題もなく、全地区とも関係農家からは早期に事業が完了するよう、強く望まれているところでございます。それでは、担い手育成基盤整備事業についてご説明いたしますが、11 地区ともほぼ同じ状況にございますので、事業規模が大きく、完了までの工期が長くなっております土崎・小荒川地区を代表して、説明をさせていただきます。再評価調書の土崎・小荒川地区のページをお開き願います。施工場所は、千畑町と一部仙北町でございます。それから、次のページの位置図にありますように、この場所は県道角

館六郷線の西側、それから丸子川右岸に開けた水田地帯であります。前に戻っていただきまして、事業内容であります、事業量は 320.3ha で計画時と同じでございます。事業費につきましては、55 億 5,200 万円でこれも計画時と同じでございます。工期は 4 年延伸の平成 18 年度を予定してございます。事業の進捗状況でございますが、事業費ベースで 72 % となっております、平成 17 年度までに主要工事を終えまして、18 年度には補完工事、あるいは換地処分を実施し、事業を完了する予定でございます。工事が延伸している理由でございますが、予算配分、地方の財政事情などの予算上の制約に加えまして、当年度採択の地区平均に比べまして、事業量、事業費とも 3.2 倍ほどとなっております。また、生態系保全の対策工法検討に時間を要しておりますので、4 年間の延伸になってございます。ちなみに、24 地区の平均規模でございますが、面積では 100ha、それから事業費といたしましては 17 億 4,000 万ほどとなっております。4 年の延伸になっているわけでございますけれども、こうした遅れによる支障も特になくございまして、順調に推移しているものと判断してございます。また、コスト縮減等につきましては、既存のコンクリートフリームを宅地境や地区境の水路に再利用するなどいたしまして、事業の進捗に努めているところでございます。環境対策といたしまして、地区内の湧泉には、絶滅危惧種に指定されておりますイバラトミヨ雄物型が生息してございまして、その保護のために対策工事に取り組んでおるところでございます。事業の効果といたしまして、この事業を契機として、担い手 2 戸、8 生産組織による 257.5ha の営農を目標に、農作業受委託、集積の促進、大型農業機械の導入による低コスト化に取り組んでおります。この担い手 2 名につきましては、認定農業者でもありまして、また、生産組織は 8 組織のうち 3 組織が設立済みでございます。現在の集積面積は、平成 14 年度末で 124.6ha となっております。それから、担い手が経営する面積のシェアにつきましては、採択要件といたしまして、事業完了時 25 % 以上となっております。本地区は 78.3 % の目標でございますが、現在のところ 39 % 程度となっております。また、本地区は効果といたしまして、地域資産保全・向上効果というものを計上いたしております。これは文化財発見効果ということでございまして、ほ場整備に伴い埋蔵文化財の発掘調査によりまして、文化的価値が明らかにされる効果でございます。投資効果につきましては、計画時と同じ 1.04 でございます。以上が、担い手育成基盤整備事業に関する説明でございます。

次に、地域用水環境整備事業についてご説明いたします。再評価調書、黒湯地区のページをお開き願います。施工場所は仁賀保町でございまして、次のページの位置図にありますように、町中心部を通る国道 7 号線から南側へ 2 km、仁賀保高原の裾野に位置する農業用ため池を対象とした工事でございます。前に戻っていただきまして、事業の目的は、ため池の有する水辺空間を活用いたしまして、農業水利施設の整備と一体的に周辺の環境整備を行い、潤いのある快適な農村の生活環境を創造することでございます。事業内容であります、これも 2 枚目、次のページの右側の計画平面図に旗揚げしてありますように、ため池の改修と一体的に環境及び親水に配慮した施設を整備するものでござい

まして、護岸、管理道路を兼ねた遊歩道などを整備することになってございます。前に戻りまして、事業費は4億2,500万円で、これは労務、資材単価等の自然減によりまして、当初より2,500万円ほど減となっております。工期につきましては2年延伸しておりますが、これはため池に隣接して整備された多目的広場などの利用者の安全確保と、かんがい期間を避けた冬の期間に限定された工事の制約によるもので、16年度には完了予定であります。事業の進捗状況についてであります。現在63%ということでございます。事業の主要工事でありますため池の堤体改修、取水施設、親水水路、護岸につきましては、本年度工事でほぼ完了いたしまして、16年度に管理道路、広場などの環境施設の整備を実施し、完了する予定でございます。整備の効果といたしましては、本ため池の南側に「憩いの里エリア」として多目的広場、東側に天然雑木林を活用した「憩いの森エリア」などが関連事業で整備済みとなっております。これらエリアと一体的に利用されることを念頭に置き、「憩いの水辺エリア」を本事業で整備しております。近傍施設の利用者の憩いの場、地域住民の散策の場、親水の場などとして、多くの人々に親しまれる施設となるものと考えております。続きまして、本事業の費用対効果につきましては、平成12年度新規地区からはCVM法によりまして実施されておりますが、本地区は10年度の採択地区でございまして、こうしたことから算定されておられません。また再評価時に実施するにいたしましても、全町に及ぶ大がかりなアンケート調査が必要となるため、人的、時間的な問題がございまして、見合わせることにいたしました。この点につきましては、どうかご理解を賜りたいと存じます。本事業につきましては、地域の活性化にも寄与することから、早期完成が強く望まれているところでございます。続きまして、地すべり対策事業でございしますが、4件とも平成10年度に再評価を行ってございます。いずれの地区も地すべり地区を解析、あるいは工事の効果判定をしながらの対策であるため、工期が長くなっておりますが、4地区ともこれまでの対策工事で区域全体が安定化に向かっております。内容につきましては省略させていただきます。以上で、農地整備課関係の説明を終了させていただきます。よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長 どうもありがとうございました。続きまして、水産漁港課さんのほうから1件につきましてお願いいたします。

遠藤水産漁港課長

それでは、水産漁港課関係につきましてご説明いたします。インデックス、象潟漁港とあります、海岸保全施設整備事業、高潮関係でございます。次のページをご覧くださいと思います。左側に図面ございますけれども、上のほうに護岸875m、それと人工リーフ、これは消波先堤でございますけれども、ちょうど象潟のみちの駅の前面の海域の水面から下に設置されているものでございます。それと、一番下のほうが大瀬海水浴場になるわけですが、ここの上の部分、それが護岸453.5mという内容になってございます。象

潟地区につきましては、金浦地区隣でございますけれども、ここと並び称されるくらいの漁獲量を誇っておりまして、特に底引き網、そしてサケ等をはじめとした定置網、それといま盛んに行われておりますけれども、アワビ、岩ガキ、そうしたものを対象としたサイカイ漁業、そういったものが行われております。事業の内容としましては、先程図面でご説明いたしましたけれども、全体延長の護岸が 1.33km、それと人工リーフが 1 基ということでございまして、事業費としては 10 億 1,500 万ということでございます。事業期間は平成 5 年から始めておりまして、平成 16 年には完了の予定となっております。計画時に対しまして、護岸につきましては、現地精査の結果 37 m ほど減ってございます。事業費につきましては、環境保全等に配慮した施工を実施したことによりまして、6,300 万ほど増えてございます。工期につきましては、工事施工期間の制限等によりまして、2 年ほど延びておる状況でございます。進捗状況ですけれども、平成 15 年度投資済み事業費としまして 10 億 700 万ということで、先程ご説明いたしました 10 億 1,500 万からいたしますと 99.2 % ということで、あと 1 年で終わるということになってございます。2 年間延伸した理由といたしましては、日本海沿岸特有の冬季風浪、この影響のために施工可能期間が半年程度に制限されると、あとは事業全体の予算上の制約によって工期が 2 年延びたということでございます。この事業を実施するにあたりまして、特に環境対策ということで、工事の施工に関しましては漁業者、特に岩ガキ、アワビ、そういったものを対象とします漁場がすぐ前面にあるということで、この点につきましては、漁業者と調整を図りながら、特に濁った水、あるいは土砂、そういったものが流出しないような工法を検討して事業を行っているところでございます。事業の効果といたしましては、既設の護岸があるわけですが、これは昭和 30 年代に設置されたということで、事業開始時から 40 年ほど経過していると、そういったことで老朽化が著しくて、3 ページ目になりますけれども、右側に写真がございまして、着手前の昭和 30 年代に設置された護岸がございまして、こういってこぼこになっておりまして、こういったものを今回の事業によりまして、下のような形に改善されております。また戻っていただきまして、この整備の効果といたしまして、老朽化が著しくて高波に耐えられない、それと天満高が低い、3.7 m でありましたので、越波・飛沫の被害が生じておりました。そういったことから、今回 5.5 m の護岸を改修いたしまして、越波、それと飛沫被害が低減されているということになります。費用の変化といたしましては、先程申しましたアワビ、岩ガキ等採取します漁業者との調整を図りながら、濁水、土砂の流出防止によりまして、そういった環境保全に配慮した工法を採用したことによりまして、若干増えておりまして、計画時事業費よりも 7 % の増になっております。これは土砂、濁水防止のために締切工としまして、ジャンボ土嚢等を使った仮設によって、事業費が増えてございます。事業進捗の見込みですけれども、先程来申しておりますように、平成 16 年に事業費 800 万円ほどで安全施設ということで転落防止柵、これも次のページをご覧ください。真ん中へん、転落防止柵設置状況ということで、護岸の上に防止柵を設けております。これが一部未

施工の部分がございまして、188.6 mの整備を実施いたしまして、事業を完了としたいと思っております。護岸本体は完成しておりますけれども、いま申し上げましたように、安全施設、転落防止策の一部が未了のために、来年1年をかけて継続して実施できますよう、よろしく願いいたします。水産漁港課分としては以上でございます。

議 長 私、聞き漏らしたかどうか、費用対効果の算定中というところは、何か出ておりますか。

遠藤水産漁港課長 これについては、効果算定はされておられません。

議 長 これからやるということですね。

遠藤水産漁港課長

ええ、水産庁の統一した計算マニュアルございまして、それで一応算定はしております。

議 長 ありがとうございます。それでは続きまして、森林整備課さんから9件につきましてお願いいたします。

佐々木森林整備課長

それでは、森林整備課関係の事業についてご説明申し上げます。総括表にございますように、今回ご審議いただく事業は、流域公益保全林整備事業の森林管理道3件、流域循環資源林整備事業の森林管理道1件、フォレストコミュニティ総合整備事業の森林基幹道4件、それから地すべり防止1件の合わせて9件となっております。これらいずれも昭和62年から平成5年にかけて着工したものでございまして、いずれも平成10年度に再評価を受けております。そういう内容でございますので、まず最初に林道事業の共通事項、それから平成10年度再評価以降の変化について、おもに説明をさせていただきたいと思っております。ご案内のように、林道は近年の木材価格の下落、それから林業従事者の高齢化、減少等厳しい情勢の中で、森林の適正な整備によりまして、森林の持つ多面的機能の発揮、効率的な森林施業の実施による林業の持続的かつ健全な発展、さらには農山村地域の振興を図るための基盤として、実施しているところであります。最近におきます、森林に対する社会情勢の変化といたしましては、平成9年地球温暖化防止京都会議で締結されました京都議定書に基づく、地球温暖化防止対策を推進するということから、国では昨年地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策を制定して、これに取り組むということになってございまして、そのため多様で健全な森林の整備などを、これからさらに推進していくということになってございます。県におきまして、昨年度の末に「水と緑の条例」、また「秋田の農林水産業と農産漁村を元気づける条例」が制定されてございまして、この中でも多様な森づくりを推進するという形になってござ

いますが、これらの基盤として、従前以上に路傍整備が重要となってきてございます。また、環境対策といたしましては、工事による土砂の流出防止、掘削、法面の早期緑化に合わせまして、間伐等の木材構造物の活用など、自然にやさしい林道整備に取り組んでいるところでございます。さらに、猛禽類への対応につきましては、現在路線の近くで生息が確認され報告されているものは、森吉線と米代線の2路線でございますが、それぞれ工事現場が営巣地と離れて模様でございます、工事には影響がないものとして事業を進めているところでありますけれども、今後とも確認されていない路線も含めまして、飛来確認や各種情報の入手に留意しながら、適切な事業の推進に努めてまいりたいと思っております。それから、費用対効果につきましては、今回の各箇所とも再評価の時点では実施しておりませんでした、その後再評価の制度ができましたので、現在の手法でもって算定したものを資料として添付させていただいております。その結果、地すべり防止事業を含めまして、1.29 から 4.15 と、すべての箇所が採択要件である 1.0 をクリアしてございます。なお、最近地球温暖化対策の関心が高くなってございますが、この便益計算の中で、この因子につきましても、林道の算定の中で、環境保全便益の項目の中で、炭素固定便益としてB/Cの算定因子の1つとして積算してございます。次に、各事業ごとに説明させていただきますが、複数の事業につきましては、平成 10 年度の再評価以降の変化につきまして、おもに説明させていただきます。最初に、流域公益保全林整備事業ですが、3路線あります。この中で五秋蛇喰線についてご説明いたします。調書をお開きいただきたいと思いますが、調書左下の事業の内容をご覧くださいと思います。平成 10 年の再評価時点では、事業費 15 億 6,000 万円で、平成 17 年度完成を見込んでおりましたが、長期継続の理由にも記載してございますけれども、これまでの施行工事区間に硬い岩が出現したということで、経費がかかり増しとなってございまして、工事延長が伸びない状況となっております。このため昨年度全体計画を見直しいたしまして、事業費につきましては全体額の 22 %、期間については3年ほど延長として変更したいということで考えてございます。次に、流域循環資源林整備事業の鍛冶台線ですが、資料をお開きいただきたいと思いますが、事業の内容の欄でございますけれども、延長で 300 m が増えてございますが、事業費用 1 億 9,600 万円ほど減額してございます。これは、これまでの掘削残土の現場内処理やら、工種等におきましてコスト縮減に努めて結果でございまして、平成 15 年度に全線が開通し、平成 16 年度に緑化工を残すのみということになってございます。次に、フォレストコミュニティ総合整備事業、米代線についてご説明申し上げます。米代線の調書をお開き願いたいと思います。本路線は規模が大きいので、図面のほうをもう一枚めくっていただきますと、5 万分の 1 の位置図がございと思いますが、本路線は峰浜村石川から、能代市、二ツ井町を經由いたしまして藤里町藤琴に至る、幅員 7 m、延長 30.5km の林道でございます。ここで、黒線は現在までの既設部分、赤線につきましては、引き続きこれから事業を実施する予定のルートでございます。前のページに戻っていただきたいと思いますが、平成 10 年度の再評価時点から、延長、幅員、事業費等とも変化してござい

せんが、平成5年度から事業を実施して10年を経過しておりますけれども、これまでの地元負担の対応の面や進捗率を見ても、延長、事業費とも50%の進捗率にとどまっております。こうしたことから、現在の公共事業費の伸び、さらにはこれからの残事業量から総合的に判断いたしますと、同程度の期間を要すると見込まれます。こうしたことから、5年間の延長を予定して、今後事業を進めていきたいというふうに考えてございます。以上が林道3事業についてでございますが、引き続きまして、地すべり防止事業についてですが、狼沢地区について変化の状況をご説明申し上げます。資料をお開き願いたいと思います。事業の内容をご覧いただきたいと思います。平成10年度の再評価以降、対策工事内容に大幅な変化が生じてございます。このことは、地すべり工事が各種調査、観測結果に基づいて随時対策工法を見直していくという事業の進め方をとってございますことから生じたものでございまして、この中で事業量については変化がございまして、事業費については変化してございません。これは、これまで実施しまして、費用のかなりかかるトンネル排水関係、それから排土工関係、これが土質やら運搬距離やらでかなり経済的にできたということから、今後ともまだ事業費は変えないで事業を実施していきたいということで、変えてございません。以上で森林整備課関係の変化を中心としました、おもな内容を説明させていただきましたが、9カ所とも今後とも適切な事業の推進を図ってまいりたいと思いますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

議 長 どうもありがとうございました。ただいま農林水産部所管の34件につきまして、それぞれご説明をいただきましたが、そのうち総括表でも一覽しておわかりのとおり、再評価後5年経過して今回再々評価という事業案件が16件となっております。そのほかの18件につきましては、今回新規に再評価にかかった分でございますが、いろいろ説明をお伺いしますと、長期的継続理由として予算の制約というようなことが共通しているような感じがいたします。また、完成予定年度をみますと、3年以内というか、近々完成間近といったような事業も見られるわけでございます。それから、経済効果につきましては、特に詳細の説明はなかったわけですが、それぞれ資料がお配りされておるわけですが、その見積もりの要領につきましては、昨年度の資料として提出されておりますので、そちらのほうをまたご参照いただきながら、ご検討をいただければありがたいと思います。特にいまの説明の中で、再評価後の情勢変化ということでは、予算の点でいろいろ延びておるわけですが、効率的予算使用に今後努めたいというようなお話がございました。あるいは年度はずれ込んでおるけれども、事業進行上特に支障なく地元の要望も多いと、こういうご説明も付け加えておったところでございます。また、森林整備課さんのほうでは、地球温暖化対策ということで、新たに環境保全便益も算定要因に入れたというような説明も加えられておったようでございます。あと、農地整備のほうの担い手イメージの説明、あるいは大豆が非常に戦略作物としてほとんど挙げられておるわけですが、今後の需要が見込まれるといったような説明もなされておったようでござ

います。以上の点を踏まえましてご検討いただきたいと思います。はじめに、きょう欠席されている委員の方お二人おりますが、何か特にコメントきておりましたら、先にちょっと承っておきましょうか。特にございませんか。

事務局 清水先生のほうからご伝言伺っております。今回挙げております県の継続につきましては、基本的に了解します、と。ただし、これからより一層コスト縮減に努めていただきたいと、これは農林水産部、建設交通部とも共通の意見でございます。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは、本日出席の委員の皆さまから、ただいま所管のほうから説明ありました事業の内容につきまして、ご質問あるいはご意見ございましたらお出しいただきたいと思いますと思うんですが、どうぞ、お願いいたします。澤口委員、どうぞ。

澤口委員 林道関係についてご質問したいんですけれども、ちょっと聞き漏らしたかも知れませんが、説明のあった五秋蛇喰線とか米代線に、全体計画を見直し云々というようなことがございます。五秋蛇喰線については昨年度見直したというようなご説明あったんですけれども、米代の場合に全体計画を見直す、この意味が、今後見直すということなのか、それとも事業期間を3年間延長したということを示しているのか、この全体計画を見直すという意味について、もう少し追加して説明していただきたいと思います。

議長 森林整備課さんのほうですか。

佐々木森林整備課長

ちょっと説明の仕方がまずい形になりまして、申し訳ございませんが、米代線については、今後5年間見直す形で対応したいと。まだ変更手続はしてございません。

澤口委員 そうしますと、5年間見直すんだけれども、事業費等変わってくるということも想定される、そういう内容を含んでいるものでしょうか。

佐々木森林整備課長

これは工法、ルート全然変わってございませぬので、費用は当初見込んだままで、いわゆる予算の面で予定した枠が単年度なかなか難しいということから、5年間延長する必要があるだろうというふうに考えてございます。

澤口委員 そうしますと、この全体計画を見直すというのは、単に事業期間を見直すと、そういう意味でしょうか。

佐々木森林整備課長 はい、期間だけを見直したいということでございます。

澤口委員 はい、わかりました。

議長 そのほかございましたら。佐藤万里子委員、どうぞお願いいたします。

佐藤(万)委員

農道も、それからほ場整備も、農業、農村の根幹をなすものですので、早い完成が待たれるところです。一つ質問させていただきたいのは、先程出ましたコスト縮減ということなんですけれども、通し番号 18 番の音羽下の用排水路のところで、客土材の確保に期間を要しているということがあります。県としてもコスト縮減のために、いろんなほかの事業で出た材料を再利用するというのは、とてもいいことだと思いますけれども、そういった再利用するための材料を確保するために完成が延びると、コスト縮減と、それによって完成期間が延びるというふうなことを、今後どのように折り合いつけていくというふうにお考えなのか、音羽下地区についてはこれでよしいと思うんですけれども、今後こういったことが出てきたときに、どのように対応していこうとお考えなのか、お聞かせください。

議長 農山村振興課さん、お願いいたします。

黒子農山村振興課長

それでは、農道の観点からお答えしますけれども、たとえば現在横手市内でトンネルを掘ってございます。農道のトンネルでございますが、そこから掘削するわけですから残土が出ます。それを残土を発生させたほうとしては、できるだけ近距離で処理したいわけでございまして、最も近いところに何か受入先がないのかなということで計画するのが普通でございまして、ただ、その距離が 1 km とか 5 km とか仮になったとします。そうすると、実はその翌年度に、たとえばこれも想定の話ですが、ほかの町道でも市町村道でも、新たなバイパスの計画がございまして、それが実は今年でなくて 2 年後ですよというような場合も、場合によってはございます。そういう場合は一時その残土をどこかにストックしなければいけないわけですから、ストック用地の借上費用とか、そういうのは若干かかり増しになるわけですが、結果的にはその処理の運搬費が安くなるとか、そういうことで、いま具体的にどの地区と言えないわけですが、そういうこともあって、期間は延びるんだけれども、総事業費が削減されると、そういう内容のケースもございまして。

議長 佐藤委員、いかがですか。なお疑問何か。

佐藤(万)委員

わかりました。いろんなそういう事業状況や計画を幅広く把握していただいて、なるべく完成期間、予定期間に沿った形でコスト縮減というものがなされたら、より住民にとってもいいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 そのほかにご意見ございませんですか。ご質問でも結構でございます。小笠原委員、どうぞ。

小笠原(暁)委員

奥羽南部、横手市のところに、ため池でサシバが確認されたとあります。しかも、離れているため工事には支障がないというように結論づけておりますが、どれくらいの距離で認められたのか、どういう状況で認められたのか、よくわかりません。そして、総体的に農道の場合、調査をずっと各地域ともやっつけらっしゃるのかどうか、ほとんどが農業農村整備環境対策指針に基づき云々という表現で流しておられますけれども、この指針が私どもにはよくわからないんです。どういう内容で、どういう環境に配慮した指針になっているのか、この2点ご説明していただきたいと思います。

議長 農山村振興課さん、お願いいたします。

黒子農山村振興課長

奥羽南部の猛禽類についてでございますが、着工区間を特定しまして、たとえば横手公園の南側のため池の明永沼がございます。絶滅の危惧種フサタヌキモというのが、実は生息しているということで把握してございます。現在その区間は、本農道の計画区間になってございますが、農道事業でなくて他事業で実施することになってございまして、現在具体的な計画図ができてございません。実施にあたっては、当然いま話し出しましたフサタヌキモというものがあるということは承知してございまして、

小笠原(暁)委員

ちょっとすみません。植物の話じゃなくて、サシバのことを伺っているのですが。

黒子農山村振興課長

猛禽類については、植物と同じように、現在そこがまだ計画実際に着手してございせんので、農道区間の路線としては走るようになってございますが、市町村道もしくは他事業でそこを結ぶという状況になってございます。計画立案時点に、小笠原先生はじめ専門家の方々からお話をいただいて進めるということで、現在整理してございます。

小笠原(暁)委員

そうですか、何かこの囲み記事の中に、工事施工には支障ないというふうに結論づけておりますよね。

黒子農山村振興課長

調書の裏の図面をちょっと見ていただきたいんですけれども、黄色い折れて

いる部分がございますけれども、そこは市道 1,250 m ということで、現在表示させていただいております。農道でなくて、ここは市道を活用して通過させるという計画になってございまして、現在農道で施工するという内容になってございません。ただ、ここを計画するにあたっては、猛禽類等の調査をしなければいけないということでございます。それは、具体的に言いますと、計画路線いま現地に下ろした場合、左右 200 m 幅程度にサシバの営巣地があるかどうかを含め、確認する作業が必要ではないかと、そういうふうに考えてございます。

小笠原(暁)委員

わかりました。では、その調査の結果によって、支障があるかないかを判断するわけですね。

黒子農山村振興課長 そうです。

小笠原(暁)委員

でも、ここでは支障はないと明言しておりますよね。ちょっと表現変えたほうがいいんじゃないでしょうか、それだったら。

黒子農山村振興課長

明永沼をこれから横断する部分については、これから確認しますが、そこをちょっと離れた部分は、路線から営巣地が離れてございますので、その点については影響がないというふうに確認してございます。

小笠原(暁)委員 しつこいようですが、どれくらい離れているんですか。

黒子農山村振興課長

一応ため池の農道が通るところまで、最短に接近するところまで調査しました。で、サシバが確認されておりますけれども、距離的に離れているために支障はないというふうに判断してございます。200 m です。

小笠原(暁)委員

そのようにちゃんと明言化したほうが、私どもにわかりやすいんですが。

黒子農山村振興課長 わかりました。

小笠原(暁)委員 もう一つの最後の質問で、対策指針なるものがよくわからないんです。

今井農地整備課長

それでは、私のほうから、農業農村整備環境対策指針というものでございすけれども、実はこれ昨年度の再評価時点で3ページほどの資料になってございますが、参考資料として差し上げてございます。これに指針の内容としての

もの、それから実施方針とか、事業によっていろいろ詳しく載せてございます。景観保全とか、地域の歴史・文化の保全とか、生活基盤基礎の保全、生態系保全といったものについて、きちんと対応しなさいというような形になってございます。

議 長 この対策指針については、昨年度の資料で配付されているということでございますね。

今井農地整備課長 はい。

小笠原(暁)委員

すみません、昨年私、欠席しておりまして、その資料いただいてないものですから、こんな質問出たんだと思います。すみませんでした。

議 長 最初の猛禽類の点は、小笠原委員のほうは了解でよろしいですか。200 mという話ですが、この表現その他。

小笠原(暁)委員

あまり表現よくないですね。ため池でサシバが確認されたという説明、もうちょっと腑に落ちませんね。ため池の近くとか周辺とか、何かそういう言葉にしたほうが。

議 長 では、そういうことでひとつよろしく願いいたします。そのほかご意見、ご質問ございませんか。折田委員、お願いします。

折田委員 まず全体的なお話から、こういう事業はぜひ継続していただきたいということで、結論づけておりますが、2点ほどちょっとお伺いします。1つ目は、五秋蛇喰、いまご説明があった流域公益保全林整備事業ですか、これで当初事業内容で15億6,000万の予定が19億で、3億4,000万ほど多くなりましたと。その理由は岩石が発現したためにといふので、3億4,000万ほど多くなると。同様に鍛冶台、そこは1億9,000万、約2億ほど減りまして、費用の変化の理由に、詳細測量の結果事業費が減りましたと書いてあります。土木事業には不確実性がついて回って仕方がないことなんです、こういう岩石だけに3億5,000万多くかかったとか、詳細に測量したら2億ほど安くなったとか、こういうことって多々起きるものかどうかということが1点でございます。それから2点目は、どこのページにもあるんですが、整備効果のところ、利用区域内実績の表があるんですが、これは単位は何の単位なんでしょうか。これを教えていただきたいんですが。

佐々木森林整備課長

私のほうからお答えさせていただきます。工事の内容の変化についてのご指

摘、ごもつともな点がございませぬけれども、私どもどちらかという、計画調査、いわゆるルート設定する場合、実際に測量まではいたしてない状況の中で、事業費、延長等を設定します。それから、工種工法については、主として観察によって土質だとか、構造物だとか、そういうのを判定していきますので、往々にしてこういう場面が出てくる可能性は、残念ながらございまして、できるだけ私どもといたしましても、技術レベルの向上を図りながら対応したいと考えていますけれども、たまたまこういう増減の減少が生ずるといことが発生してございませぬ。特に土質関係につきましては、たとえば橋梁だとかトンネルだとか、そういうものは事前にある程度のボーリング調査等を実施しまして、事業費等を決定するわけですけれども、この場合はほとんどそういうことがない状況の中で設定するということで、生じたものでございませぬ。それから、整備効果につきまして、数値だけ示して大変申し訳ございませぬでした。これは単位は ha でございませぬ。よろしくお願ひいたします。

議 長 折田委員、よろしゅうございませぬか。松富委員、お待たせしました。

松富委員 教えていただきたいんですけれども、農山村振興課のほうは、コスト縮減をするとB/Cがほとんど上がっているんですね。ですから道理にかなっているかなと思うんですけれども、農地整備課のほうは、コスト縮減しながらB/Cが変わってないのが多い、少し変わっているのもありますけれども。そうしますと、最初のほうの課の仕事と、こちらのほうの課の仕事が、仕事内容が違うが故に、ほとんどB/Cが変わらないのか、それとも、今回に限ってちょっと新しい年度での便益のほうを計算しなくてこのまま出したのか、そのあたりをちょっとお聞きしたいと思ひまして。

今井農地整備課長

投資効率の増減ということでございませぬけれども、何点かございませぬ。たとえば、投資効率が下がった場合もございませぬけれども、これは米価、生産物の値段が下がった場合に、当然効果が下がってまいります。たとえば米にいたしますと、当初計算したときは?当たり 294 円、ところが再評価時には 240 円という具合に、54 円単価が下がってございませぬ。こうなりますと、一つは効率が下がるということ。それから、逆に事業費が上がりますと、内容的には当然効果が下がってしまうと。事業量に影響がない場合は下がってしまう格好にもなります。

松富委員 基本的に聞きたいのは、資料が信憑性があるかどうかということをお願ひは聞きたかったんですね。というのは、というのは、先程言ひましたように、最初のほうの課に関しましては、事業費が減るとB/Cが上がっているわけですね。これは道理にかなっていると。ところが、次のほうの課というのは、若干変化しているところもあります、考慮しているなというところもありますけれども、ほとんど同じなんですね。先程言ひましたように、米価が下がる云々で便益が下

るということもあるでしょうけれども、余りにも数値が同じ過ぎて、どうかなという質問なんです。

今井農地整備課長

その点につきまして申し上げますと、地区ごとにすべて投資効率の計算いたしております。その結果こういう形になってございます。これは 11 地区、土地総合合わせまして 13 地区、すべて計算してございます。

松富委員 結構です。

議 長 そのほかございませんか。小笠原真澄委員、どうぞお願いします。

小笠原(真)委員

多少いまの点と関わりがあるかも知れませんが、担い手育成基盤のことでございます。これはどこのところでもシェアが三十何%から多いところで七十何%ぐらいまであるようなんですけれども、これはまずこのシェアの率で整備効果というか、そういうものを見ているんでしょうか、というのが第 1 点と、先程どこかで、採択のときは 25 %以上シェアがあれば採択すると伺ったんですけども、本来目標とするところはどのくらいを本当は目標としたかと思っております。ということをお聞きしたいと思います。

議 長 お願いします。

今井農地整備課長

お答えいたします。先程申し上げましたように、採択要件といたしましては 25 %以上というふうに決めてございます。ただ、その地区、地区におきまして、どういうその地区の状況、将来のあり方というものをどう考えるかということによりまして、地区によっては 7 割というところもあれば、25 %、30 %ぐらいで終わっているところもございます。ですから、これは 25 %以上をクリアした形の上で、その地域の実情に合った将来の農地の利用集積というものを、その地域の方々に自ら検討していただきまして、決まってくるというものでございます。

議 長 いかがですか。

小笠原(真)委員

この整備効果は、それではいまの段階でたとえば三十何%であれば、その段階での効果を見込んでいるということによろしいのでしょうか。

今井農地整備課長

いえ、これは効果とは直接関係ございません。あくまでも農地の利用集積、担い手に対する農地の委譲でございますので、直接効果とはリンクいたしません。

ん。

小笠原(真)委員 シェアは何%でも、それは変わらないということですか。

今井農地整備課長 ええ、それは変わりません。

議 長 関連して、シェアが高くなると、大規模経営ができて効率が上がるということはないんですか。

今井農地整備課長

確かにシェアが上がりますと、本当の担い手の方たちだけである程度大面積を経営するといいますか、やることになるわけでございますけれども、そういう点ではコストの低減にはつながるものというふうに感じてございます。

議 長 ありがとうございます。そのほかいかがでございますでしょうか。どうぞ、羽田委員お願いします。

羽田委員 私も一つお尋ねしたいんですけれども、ただいま話題になりました担い手育成基盤整備事業でございますが、たとえば種地区とか富根地区という資料がございますけれども、これ見ますと、場所的には二ツ井町というところですよ。地図を見ますと米代川のすぐ近くなんですけれども、もともと水田自体は川の氾濫源といいましょか、そういったところに整備されているところが多いかと思うんですが、その河川整備との関連性といいましょか、いま事業を行っている水田の安全性といいましょか、そのへんはいわば建設交通部さんとの連携といいましょか、そのへんはどうなっているのか、それをちょっとお尋ねしたいと思います。

今井農地整備課長

河川整備等につきましては、担い手育成基盤整備事業から申し上げますと、計画する時点で、隣接する河川があれば、将来計画があるのかどうかということ、担当部局のほうに一応伺っております。ただ、今回該当する地区では、雄物川地区で小種という地区がございますけれども、それが国土交通省さんの堤防の計画がございます。それにつきましても、一応国土交通省さんのほうにいろいろ状況を聞きまして、やっているところでございます。

議 長 羽田委員。

羽田委員 関連してもう一つ。もう一つ全体的に見させていただきますと、B / Cという観点から見ますと、各事業ごとにその数値自体が多少下がるような気がするんですね。そうしますと、このB / C自体に応じて予算の配分を変えろといったことは、いままでやっておられるんでしょうか。それとも、それはやること

はないと、1を超していれば、それで十分と見ているということなんですか。そのへんちょっとお尋ねしたいと思います。

今井農地整備課長

いまのご質問でございますが、投資効率の上下することによって、予算をどうするかということでございますが、それは特別にそういうことは考えてございません。

羽田委員 できるだけ全体として整備効果が上がるように、ほかの部門と連携しながらやっていただければというふうに私は思っておりますけれども、以上でございます。

議長 よろしく申し上げます。そのほかいかがでございますか。小西委員、どうぞ。

小西委員 農山村振興課さんに一つお伺いしたいと思います。一番先にご説明いただきました金岡西部ですけれども、ここの地区はいまJA山本さんが非常に地産地消ということで、頑張っておる地域と関わりあるところでございます。それで、いま地産地消を促進する面、それから、農産物の差別化ということで、世界的に高級志向が出てきて、できるだけいいものを輸出しようと、そういう機運が高まってきております。そういうことから考えますと、機を逃さずに農産物なり特産物を空港まで運ぶという意味から考えると、農免道路の整備とか、それから空港までの整備というのが、非常に重要な位置を占めてくるんじゃないかと思っております。私どもは、安易に道路をつなげるということに対しては、どうかと思うところもございますけれども、ただ、この秋田の産業の活性化とか考えた場合には、やはり抜きにしては考えられないかと、最近ちょっとある面ではやむを得ないところもあるのかなと考えつつございます。そういう意味で、たとえばこの地区は完成が17年ということですがけれども、現在のブームと申しましょうか、時期を考えると、コマの早送りではないのですけれども、できればもうちょっと早く整備を進めていただいて、側面からそれを応援していくというようなことができないものかどうか、たとえばそれはもう予算の関係、それから仕事を請け負った業者の関係で、それは絶対不可能なものかどうか、そこをちょっとお伺いしたいと思います。

黒子農山村振興課長

お答えします。17年完了を目指して現在進めているところでございまして、図面ございまして、右のほうに写真が載っていますが、これはちょうど図面の中ほど、金光寺野というところに道がございまして、そのちょうど太赤線との交差点から北を写した写真でございます。現在下層路盤といいますが、路盤の下のほうがすでにできておりまして、これに15?砕石を敷けば、とりあえずアスファルト舗装しなくても通れる状況になってございます。そういうところでは、すでに最終段階のアスファルト舗装をしない前にも、地域の方々が動ける

ように供用開始しているところでございます。ただ、多少ガタガタするわけ
でございます。それから、いま地産地消という話ございましたので、当課で直売
所もいろいろ、他事業ですけれども、非公共事業でございますが、つくって
ございまして、ちょうどその図面の下のほう、ちょっと切れるところすけれ
ども、直売所を現在林野庁の予算で進めているところでございまして、そう
いう農道網の整備とともに、山本町はいろいろジュンサイから始まってメロン、
ナシ、リンゴ、そういう果樹、それからトマト、白菜、大豆等と、ちょうど山
本町のこの農道網の走っているところが、畑作の盛んなところでございませ
ぬので、できるだけ早期に完成させて、そういう地域特産物が、秋田から休みでも
森岳温泉とかいろいろ来ますけれども、そういうときどきに直売所に寄って購
入していただく等、いろいろ考えながらいま進めていますので、できるだけ早
い完成を目指して進めたいと、そういうふうに考えてございます。

議 長 小西委員、よろしゅうございますか。石井委員、どうぞお願いいたします。

石井委員 私はどちらかというと、河川のほうの立場に立って、水資源ということをお
考えますと、ほ場整備というのは、水需要がどうなるんですか。従来に比べて必
要となるのか、あるいは需要が減るのかという観点でとらえられたことござい
ますか。もしご存じの方がいたら教えていただきたいんですけども。

今井農地整備課長

はっきり申し上げまして、いまの段階で水が増える、減るということは考
えてございませんけれども、ただ言えますことは、減反政策が大分 45 年から続
いてきております。今後もかなりの面積の生産調整ということになりますと、
稲と普通の野菜ではやはり水は違いますので、そういう点から見ますと、水の
量は減るといえるわけでありましてけれども、ただ、私どもが考えておりますの
は、やはり単純に使う、使わないでいきますと減るわけでございますが、実際
の土地改良施設、農業水利施設ですね。たとえば、田んぼが高い、低いがあっ
た場合には、水の量は減るといいながら、やはり水位でかけなきゃならない場
合があるわけです。その場合は水の量はやっぱり減らせないと、ある一定の量
は確保しなきゃならないと、使用量は別にしましてですね。そういう場合。そ
れから、田畑林間、林間工事これから多くなると思いますが、そういう場合に
は当然何面かの田から事業をした場合に、当然土壌の水分が変わってくると思
います。そうした場合に田に戻したときには、当然初期流量といいまして、通
常の水田以上の水を使うということもございまして、そういう観点からいた
しますと、現在のところ極端に減るといふふうには、私どもは感じてはござい
ません。

石井委員 ありがとうございます。

議 長 そのほかいかがでございまして。どうぞ、小林委員お願いします。

小林委員 簡単な質問をさせていただきたいと思います。わからないものですから。地すべりですね、農地整備課のほうは、これが地すべり対策となっております、森林整備課のほうは地すべり防止工事ですか、ちょっと言葉は違いますが、図面なんかを見ると、工事の内容そのものはあまり変わらないのかなと思いますが、要するにこの工事によって利益を得る対象が、農地整備のほうでは農地なんでしょうかね。そのへんの要するに違いを、素人にわかりやすく説明してもらいたいなと思います。

議長 どうぞお願いいたします。

佐々木森林整備課長

森林整備関係ですが、名称につきましては、国の補助事業の名称をそのまま使っていますので、その横並びということで、特別農地とどういう形で違うので名称を変えているという形にはなってございません。それから、守る対象でございますけれども、私どものほうは、地すべりがもし発生して流出した場合、それによって被害を受けるだろうと想定される家屋だとか農耕地だとか、それから公益的な施設、国道、村道、公共施設も含めて、そういうのを全部包括しました形で考えるということにさせていただきます。それらのトータルの便益が1.0以上の場合は、採択要件になるということになります。

小林委員 農地の場合はどうなんですか。

今井農地整備課長

名称につきましては、森林さんのほうと同じでございますけれども、砂防法によります国土交通省さんのほうの地すべり、それから森林法によります林野庁の地すべりでございますが、どちらにも該当しないうちの、農地の改良、造成、保全等の土地改良事業が施行された地域に存在する地すべりを対象といたしております。

議長 小林委員、よろしゅうございますか。大分ご意見出たんですが、小笠原(嵩)委員、お願いします。

小笠原(嵩)委員

森林整備課さんのほうにお願いしたいと思いますが、環境対策のところ、「猛禽類については現在確認されていないが、飛来確認情報入手に留意し」という文言がありますが、何か投げやりなんですね。積極的にこれ調査して確認された場合という意味なのか、たまたま確認がどこからか入ってきた場合には、猛禽類保護の進め方で対処するという意味なんでしょうか。両方にとれて仕方がないんです。ご説明お願いいたします。

佐々木森林整備課長

大規模な林道をやる場合は事前に調査するわけですがけれども、そうした場合に、いま確認されていると、飛来されている、または可能性が強い、いろんなケースで調査結果が出てまいりますけれども、たとえば確認された場合は、それなりに現場では注意する形で工事を進める、必要によっては再調査的なことも併せて実施することにしてございます。また、確認されていないものにつきましても、この場合は何年経過すれば調査するというものではございませんけれども、いろんな情報を収集して、その可能性があるとするれば、それなりの対応をしていきたいという意味合いでございます。

小笠原(暁)委員 私の質問しているのは、情報収集の手段を伺っております。

佐々木森林整備課長

たとえばいろんな、当初確認されてない場合でも、周辺でいろんな事業をやっております。そうした場合に調査されている場合もありますし、また、状況が変わって、そういうのが発見されたという、そういういろんな情報ございますので、そういうものを参考にしながら対応するというふうに考えてございます。また、全然想定していなくて、そういう猛禽類等が飛来したという形があれば、またその時点で調査を進めるという形を考えておりますけれども、決められた年月ですべてを調査していくというわけではございませんですけれども、そういう周辺の情報を入手しながら、たとえ事前に発見されていなくても、そういう対応をしていきたいという意味合いで、こういう表現をさせていただきました。

議 長 ただいまの説明で十分でしょうか。そのほかございますか。松富委員、どうぞ。

松富委員 すみません、教えてください。森林整備課ですけれども、米代ですね、2枚目の地図で素波里湖のところに沿って道路をつくるようになっておりますけれども、既存の道路があるような気がするんですけども、こういった場合はどういふふうな対処の仕方をされるんでしょうか。既存にもう道路がありますね、湖岸に沿って。こうした場合は、もうすでにあるものを使うなり、少しいい方向にもっていきなりしてやるのか、そのあたりちょっと教えていただければと思います。

佐々木森林整備課長

素波里湖のところもそうですけれども、よそのルートでも既存の道路がある場合は、できるだけそれを最大限に利用して、構造に合うように変えて、幅員を広くするとか、勾配を緩くするとか、そういう形でできるだけ経費をかけないような形で、私ども計画してございます。

議 長 どうもありがとうございました。いかがでしょうか。そのほかもしなければ、重点審議事項のあるなしについて、ちょっと最後のご意見をいただきたいと思うんですが、いままでいろいろ環境の問題に対する表現のあり方、あるいはコストの効果的使用につきまして、そのほかいろいろご意見、要望が出されたところでございますが、これまでのご説明ありました 34 件につきまして、次回重点審議に残すべき案件ありましたらご意見いただきたいんですが、特にいままでのご説明、あるいは質疑の中で、所管の再評価状況でよろしいということであれば、それで結構でございますけれども、いかがでございましょうか。原案どおりでよろしゅうございますか。

〔「はい」の声あり〕

議 長 どうもありがとうございました。それでは、所管の評価どおり継続可ということで締めたいと思います。どうもありがとうございました。
続きまして、建設交通部さんに移りますが、ここで 10 分ばかり休憩を入れたいと思います。よろしく願いいたします。2 時 50 分に再開いたしたいと思います。

（午後 2 時 4 0 分 休憩）

（午後 2 時 5 0 分 再開）

建設交通部所管事業（20 件）について

議 長 それでは、予定の時間になりましたので、後半の部を再開させていただきたいと思います。早速ですが、建設交通部所管事業につきまして、ご説明をいただきたいと思いますが、まず都市計画課のほうから 1 件お願いいたします。

本田都市計画課長

都市計画課所管の 1 件についてご説明いたします。調書のほうで、都市計画道路川尻広面線寺町工区のページをご覧ください。川尻広面線は、秋田市川尻大川町の国道 7 号を起点としまして、南通りから明田地下道を通りまして、秋田市広面の横山金足線に接続する、延長 5,240 m の都市計画道路でございます。この路線は、秋田市の東西の幹線をなす交通の軸の一つでございまして、都心環状道路の一部として重要な路線でございます。この路線の整備率は約 89 % でございますが、新国道と呼ばれております新屋土崎線の交差点から五丁目橋までの約 700 m 区間は、現在一車線で一方通行であることに加えまして、丁字路となっている箇所がございます。こうしたことから、環状道路としての機能が発揮できませんで、周辺部に交通渋滞が発生している現状でございます。この解消に向けまして、このうちの長崎屋のあります新国道交差点から保戸野室町交差点の間の 344 m、これを整備するものでございます。「あきた 21 総合計画」におきましては、この寺町工区におきまして、県都秋田市の中心市街地の

再構築、中心部の渋滞緩和を図るため整備する路線というふうに位置づけられております。全体事業費は 36 億 6,000 万円でございます、平成 19 年の完成を目指しているものでございます。平成 14 年には工事に一部着手してございまして、進捗状況としましては、ここの記載は 16 年末というふうに書いておりましたが、15 年末で試算してみますと、事業費で 21 億 8,000 万円、約 60 % の進捗状況でございます。そのうち用地補償費におきましては、同じく 15 年末で 16 億 2,000 万円、約 53 % の進捗状況でございます。これが長期継続化しております理由といたしまして、資料の次の次のページを見ていただきますと、空撮の写真が付いております。この赤の点線の部分が今回の寺町工区でございます。この真ん中に歓喜寺というお寺があるわけですがけれども、これが全体延長の約 3 分の 1 を占めていると、そういうふうなことでございまして、このお寺の移転先の調整に不測の日数を要したというのが原因でございます。現在のところは移転先が決定しておりまして、移転の手続を行っているところです。近々契約見込みでございます。この寺町工区の近隣におきましては、秋田中央道路が平成 9 年に事業化されておりますし、それから、山王十字路の北側及び南側の新屋土崎線の事業化が今年度からなされております。この 2 路線と、このたびの寺町工区、これら 3 工区を平成 19 年に完成させるというふうなことで、それらの同時供用による相乗効果は非常に大きいというふうに考えております。地元におきましては、そうした路線の早期完成を強く求めておるところでございます。環境対策の面におきましては、歓喜寺のお寺の中に推定樹齢として 150 年を超える、秋田市が保存樹として指定しております 7 本の櫻がございまして、現在これらの調査を行っているところであります。工事に関しましては、市街地内であるというようなこととか、あるいは保存樹というようなことを考えまして、保存の方法、あるいはその可能性などについて、環境に配慮しまして計画を練っているところでございます。整備の効果といたしましては、現時点ではまだ供用しておりませんので、発現はされておらないですが、この路線の完成によりまして渋滞解消が図れるとともに、都市部のネットワークが形成されることによりまして、都市機能を確保することができるんじゃないかというふうに考えております。費用の関係におきましては、平成 10 年前後付近から地価の下落傾向が続いておりますことから、用地補償費は当初見込みに比べまして二十数%ほど安くできるというふうに考えております。費用対効果の点におきましては、国の補助事業を受けるとした場合の採択基準は 1.5 以上というふうなことになっておるわけですが、再評価してみましたところ 2.16 ございまして、この事業投資の効果は大きいんじゃないかなというふうに考えておるところでございます。今後の事業進捗の見込みにおきましては、用地補償を平成 17 年度に完了させまして、先程申しました平成 19 年に供用開始したいというふうに考えております。工事におきましては、主要材料等について工夫しまして、コスト縮減を図りながら事業の進捗を図りたいというふうに考えてございます。なお、この路線は、都市計画道路網として位置づけられている道路ですので、代替案の立案の必要性は生じていないというふうにも考えてございます。以上のとおり、事業も進展してきておりますし、秋田市内の

渋滞解消とかネットワーク形成のためにも、この事業は継続すべきというふうに考えておりました、計画どおり平成 19 年度の供用を図りたいというふうに考えております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは続きまして、19 件ございますが、これからの 19 件につきましては、平成 10 年度に再評価を行いまして、今回が再々評価という事業案件になりますが、まず、次に道路建設課さんから 1 件説明をお願いいたします。

堀江道路建設課長

道路建設課からご説明申し上げます。再評価後 5 年経過したものでございますが、資料としまして、国道 398 号大湯道路の資料でございます。最初にページをめくっていただきまして、この地区の管内図をちょっと鮮明でございせんけれども、付けてございますけれども、湯沢市で国道 13 号と分かれまして、稲川町を經由しまして、皆瀬村を經由しまして、宮城県に通じます国道 398 号の国道改築事業の、この図面に表示しております山岳部の公道改良事業でございます。この全体計画は、ここに示してございますけれども、全体延長が 6,600 m、そのうち平成 12 年度まで 3,620 m が完成しまして、現在再評価の対象となる残りの区間 2,980 m が未供用となっております状況でございます。それでは、調書に戻っていただきまして、調書に従いながらご説明申し上げます。ただいま申し上げましたけれども、事業の概要でございますけれども、この地域、栗駒地方の広域観光・物流ネットワーク上重要な路線でありますけれども、本事業はその中でも特に狭隘な区間を改良するための事業でございます。進捗状況でございますけれども、全体 6,600 m のうち約 55 % の 3,620 m が一部供用してございます。進捗状況の事業費ベースでは 77 % が進んでおりまして、ただいま申し上げました一部供用が 55 % ほど供用してございます。これまで長期継続の理由でございますけれども、部分供用を図りながらこれまで事業を進めてきておりますけれども、山岳地等々の地理的条件から、冬期間の積雪により工事期間が制約されております。また、急峻な地形や現場搬入できる道路等の制約がございまして、橋梁やトンネルとの同時施工が不可能なことから年数を要してございまして、また、予算的にも、単年度の予算執行の額も近年制約されていることから、時間を要しているところでございます。その後の社会経済情勢等の変化の欄でございますけれども、交通量につきましては上下がございまして、観光客数では平成 9 年の 20 万人未満が増えてきておりまして、13 年度では 24 万 7,000 人というふうな観光客数になってございます。また、地元の意向でございますけれども、これらの用地買収につきましてはほぼ完了してございます。環境対策の面でございますけれども、計画を一部縦断勾配を変更しまして、発生土量を減らすとか、山岳道路であるにもかかわらず、大土工を極力避けまして、構造物等で対策してございます。それから、投資効果の欄でございますけれども、先程もちょっと申し上げましたが、一部供用したことによりまして、小安温泉と須川温泉の大型バスが通れるようになりまして、定期化

されております。それから、費用の変化のほうでございますけれども、先程申し上げました縦断勾配を当初から一部変更しまして、ここに書いてございますけれども、2.5 %から 4.5 %ほどに変更してございまして、それによりまして道路延長を短くし、発生土量を少なくしております。また、その先に県道仁郷大湯線というのがございますけれども、当初この交差を立体交差としておりましたけれども、平面交差とすることにより、またコストの縮減に努めた結果、全体の事業費が約 24 億円ほどコスト縮減に努めたところでございます。その結果、費用対効果につきましては、下の表のようになってございます。今後コスト縮減につきましては、再生材料の使用等のさらにコストの縮減に努めたいと考えてございます。最後に、表の一番下のほうでございますけれども、私どもの方針(案)としましては、全体の延長 6,600 mのうち、3,620 m、55 %ほど供用開始していること、また、未供用区間に橋が 4 橋ございますけれども、1 橋が完成しまして、残りの 3 橋についても工事中であること、また、そうした事業を推進する上でも、残りのトンネル 1 カ所、橋梁 1 カ所及び舗装等についても継続して工事しまして、計画どおり平成 19 年度の完成を図りまして、当初の目的を達したいと考えているところでございます。私のほうからは以上でございます。

議長 どうもありがとうございました。次に、河川課さんから 16 件、ご説明お願いいたします。

三浦河川課長

河川課の三浦と申します。よろしくお願いたします。今回の対象の事業ですけれども、平成 10 年に再評価受けた 21 カ所ありましたが、そのうち河川のほう 7 カ所重点化を進めまして完成させておりまして、河川のほうは 14 カ所となっております。それにダムが 2 カ所ということで、16 カ所についてこれからご説明申し上げます。説明に入る前に、配付しています河川の写真の入った A 4 の再評価の資料で、簡単に河川の概況についてご説明いたします。表紙の写真なんですけど、これは平成 10 年の 8 月に芋川の災害が発生したときの、上の写真が出水時の写真でありまして、これがこの 3 月に完成した状況でございます。約 10 年間他事業をいただきまして、完成させたものでございます。次のページをお開き願います。これは河川の県管理区間について記載しているものでございます。赤印で書いている欄をご覧ください。県内の河川 1 級、2 級合わせまして 353 河川、その延長が 2,891 ㎞、そのうち改修を要する延長が 2,057km、改修済みが書いていまして、その改修率が 44 %となっております。この率からも非常に低い率になっておりまして、これが氾濫による水害が起こっているような状況を表しているものでもございます。一番下の表を見ていただきますと、これは水害統計から出しました水害の被害額ですが、過去 10 年間の統計を出したものでございます。右の欄に書いてありますが、平均年 101 億強の災害が発生しているような状況でございます。本年も融雪、あるいは梅雨前線等によりまして、洪水被害が発生している状況でございます。

今後も河川改修事業を推進していく必要がございます。それから、中ほどに戻りまして事業名、これ広域河川事業、それから統合河川改修事業と書いてございます。今回河川改修事業の事業名になっております。これも広域基幹、それから広域一般とございます。それが事業の規模の大きさ、言い換えますと、補助率も違います。今回対象になっておりますのは、広域基幹河川改修が9カ所、広域一般が1カ所と、事業そのものはみな同じでございます。それから、統合河川改修事業、これにつきましては、事業の中身は同じなのですが、これは平成12年、13年からスタートしました事業で、県の裁量によりまして、県に一括配分される事業、どちらかという小規模な事業に関して補助されている事業でございます。この統合河川事業に今回対象になっておりますのは、4河川でございます。次のページをお開きください。県の河川の事業の進め方、基本的な考え方なのですが、1つは「あきた21総合計画」、それから、治水、利水、それに環境が加わった図がありますが、これは平成9年に河川法が改正されて、いままで環境という文言が明言されていなかったためにこれが加えられて、それにより従来進めてきた河川改修事業、これらの事業もすべて取り組みを新たにして行うことということで、河川整備計画方針を立てまして、そのもとに河川整備計画を立て、それを認可した後事業執行ということになってございます。現在1級河川におきましては、県内8ブロックにおきまして整備計画の委員会を立ち上げて、これら河川、今回対象になる河川についても、全部審査していただいております。2級河川におきましては、馬場目川水系以外の2級河川、これについてはまだ委員会立ち上げておりませんで、今回対象の統合河川事業2河川につきましては、これは具体名で竹生川、大沢川、これについてはいまだ審査を受けていない状況でございます。それから、一番下の事業及び河川数の推移ということで書いています。平成15年度では事業費45億8,000万ほどで、河川数は23河川、一方平成10年の数字を見ますと109億、約110億の事業を執行しておりました。その数は35河川、重点化によりまして河川数はこのように少なくなっております。事業も年々厳しくなっていく中で、こういうような事業を進めているということになっております。それから、次のページをお開き願います。これは費用対効果、B/Cの関係のことをちょっとまとめたものでございます。これは旧建設省河川局で決めました治水経済調査マニュアル案の中で、従来の経済効果の表し方、これを改めましてこういう形でやりなさいということになっております。従来のB/Cの費用対効果の表し方なのですが、河川における過去10年の氾濫実績、これに即した被害額、10カ年の被害額を総計しまして、それを1年当たりの被害額にしまして、年平均被害額、そういうものを出しまして、それにかかる河川改修事業費、これを積算しまして、便益をそのまま割り算しまして、その答えが17分の1以上の値が出れば、経済効果よしということで、採択基準にもそういうような形でやられておりました。したがって、平成10年の前回の再評価のときには、17分の1という形での評価の方法で示しておりました。今回平成12年からこういう形に変わりましたので、今回の再評価については、新たな方法で出しております。その考え方のあらましなのですが、河川を改修しない時点で

の氾濫、どこまで氾濫するかというものを都市計画図などを利用して、それらの浸水の深さをシュミレーションで出しまして、それに関わる宅地、家屋、あるいは農地等の被害の想定判断の中での被害額を積算いたします。それが便益算定と青で書いていますBという数字になります。その下のほうなんです、評価対象期間は整備期間プラス 50 年間、それから現在価値化するというところでございます。河川の場合は改修したところから便益出てきますので、基準地点は評価時点ということになってございます。それから割引率 4 %、これは金利に相当するものでございます。これをもって便益の金額を現在価値化すると、これが一つの便益の出し方です。それから、右下のほうになりますが、建設費の算定Cですが、これについては建設費、これを積算して、同じように現在価値化、これも割引率 4 %ということでこれを算定いたします。これらをBとCというものを出したあと、B割るCということで答えを出したものが1以上であれば、便益がよしと、採択基準も 1.0 以上であるということをおたわております。そういうことで、今回こういう数字で出しております。それでは、改修事業についての説明に入らせていただきますけれども、14 河川ありまして、改修手法はすべて同じような掘削築堤方式の改修でございます。そういうことで、1 番目の梵字川、これは1 級河川でございます。それから、最後のほうに2 級河川大沢川というのがございますが、この2カ所を代表して説明したいと思っております。それでは調書のほうをご覧いただきたいと思っております。広域基幹河川改修事業1 級河川の梵字川でございますが、施行箇所は河辺町和田、事業の目的ですが、当該区間の河道改修を推進しまして、洪水氾濫による災害の未然防止、民生の安定を図ることを目的に行うと。それから、総合計画上の位置づけは記載のとおりでございます。事業の内容でございますが、改修延長 1,550 m、総事業費 16 億円、事業期間昭和 48 年から 20 年、その進捗状況でございますが、14 年度末で 78 %でございます。それから、長期継続の理由でございますが、これは河川を横架する国道 13 号、この道路拡幅工事及び梵字川橋の架け替え工事、これらの調整に期間を要して、平成 10 年から休止していたことから、長引いているものでございます。現在、国土交通省との協議の結果、事業がスタートするというので、本年度から事業が入ります。計画通り 20 年完成が見込まれております。それから、事業を巡る社会情勢等の変化、事業の投資効果、事業進捗の見込みの観点、コスト縮減や代替案については、記載のとおりでございます。それから、費用対効果ですが、新たな算定では 2.61 という数字が出ております。それから、対応方針ですが、事業を再開して上下流の改修効果が十分に発揮できるよう、早急に改修を実施する必要があると考えております。以上が梵字川でございます。

河川が一番後ろになりますが、大沢川を開いていただきたいと思っております。この河川は、統合 2 級河川大沢川、場所は由利郡の仁賀保町平沢でございます。事業の内容ですが、改修延長 3,932 m、それから事業期間は昭和 60 年から平成 26 年、事業費は 40 億 8,000 万でございます。その事業の進捗ですが、現在約 56 %でございます。長期継続の理由でございますが、用地取得等により期間を要すること、それから予算の制約により長期化が余儀なくされておりました。

て、こういうことになってございます。それから、社会情勢の変化、地域の状況等記載のとおりでございます。環境対策につきましては、植生ブロックなど多自然型護岸を施工してまいります、ということでございます。それから、整備効果については、上流部が概成しておりまして、浸水被害の軽減が図られているところでございます。費用の変化、効果の変化、記載のとおりでございます。費用対効果については、27.64 というものが出ております。それから、コスト縮減の件につきましては、現場のコンクリートの副産物等の低減化、あるいは現場での再利用等を進めまして、コスト縮減に努めてまいります。それから、一番下の対応方針でございますが、下流区間が未完成であるため、治水効果が十分発現できていない面もございますので、これらについても早急に改修を実施する必要があると考えております。端折りでしたが、河川についてはこれらを代表して、次はダムの方2件について説明したいと思います。

最初に、大内ダムのほうから説明させていただきます。これは事業名大内ダム総合開発事業、大内生活貯水池ダムでございます。2枚目のほうに地図、写真が入っていますのでご覧ください。右のほうに青で記してあるところが、ダム予定地点でございます。国道105号から約5?ほど入ったところでございます。このダムですが、3つの目的をもっております。1つは治水、これはダム地点で36tの洪水調節を行いまして、洪水被害の軽減を行います。2つ目が流水の正常な機能の維持、これはこの河川、畑川というんですが、魚類の生息あるいは既得かんがい用水の安定確保などを行います。3つ目でございますが、大内町の簡易水道を統合した大内町第2簡易水道の水源、1日2,000tの取水を可能にする、こういう目的をもっております。事業の内容ですが、治水の安全度、この確立50分の1、これは50年に1回起こり得る洪水の確立でございます。それからダムの規模、これは重力式コンクリートダム、高さが27.5m、堤頂長が106m、堤体積が2万3,500m³、総貯水容量72万4,000t、この内訳なんです、洪水調節に要する容量44万3,000t、不特定用水に要するもの8万4,000t、水道用水が9万9,000t、堆砂容量が9万8,000tとなっております。その全体事業費は58億円でございます。事業の進捗状況ですけれども、平成3年の建設着手の後、地質調査あるいは環境調査、施設設計等を経まして、平成14年度には工事用道路に着手しまして、平成15年度には工事用道路の完成、それから用地買収の完了を予定しております。これまでに投じた費用、15年度末予想では17億6,000万、全体事業費58億円に対する進捗率は30.3%となります。平成16年度以降本体工事に着手しまして、平成19年度完成を予定しております。長期継続している理由でございますが、ダム事業は本来長期事業が普通でございます。地質調査及びダム計画に時間を要したことがおもな理由でございます。それから、社会情勢の変化につきましては、想定氾濫区域の浸水戸数522戸に対しまして、平成10年度の最大洪水の際には470戸の浸水がございました。一方平成6年、11年には渇水になりまして、最大断水日数が55日、最大影響人口3,150人という被害が発生しているところでございます。それから、地域の状況につきましては、大内第2簡易水道の工事も進みまして、平成17年度には給水開始を予定しております。大内生活貯水

池の完成が期待されておりまして、用地買収も順調に進んでおりまして、地域の方からも早期の完成が求められております。それから、環境対策におきましては、平成 10 年の再評価におきまして、環境調査を行うよう示されておりますので、これまでの調査結果につきましてご説明申し上げます。先程資料を配付させていただきましたので、そちらをご覧になっていただきたいと思っております。大内ダム環境影響予測評価概要表というところで説明申し上げたいと思っております。この資料につきましては、希少動植物について記載してございます。現地での場所が特定される恐れもあることから、説明後回収させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。この環境調査ですが、秋田県環境影響評価技術指針に基づきまして、平成 11 年度には植物、ほ乳類、鳥類、は虫類、両生類、魚類、陸上昆虫、底棲動物の現地調査、それから平成 12 年度には猛禽類の調査、平成 13 年度には猛禽類の調査、それから植物調査、大気、水環境調査、平成 14 年度から 15 年度にかけては、猛禽類調査を行っております。現地での調査結果から、中ほどの欄ですが、大気環境については、環境への影響は少ないこと、それから水環境についても、水質等特に問題はないと思われまゝ。それから、貴重な植物について、事業の影響ということでございます。これは、ヤマシャクヤク、それからテキリスゲというものがございまして、これらについては新たな生息の発見に努めるとともに、移植を含めた保全対策を実施してまいりたいと考えております。それから、鳥類につきましては、平成 13 年度にクマタカの営巣を流域外に確認しております。その後調査を継続してきましたが、その結果をもとに、平成 15 年 8 月 8 日に、秋田県建設ダム猛禽類検討会におきまして意見をいただきました。それが左の欄の下のほうに記載してございます。そのまま読みますが、「クマタカの営巣期、交流域とダム並びに貯水池が重ならないので、ダムの供用によるクマタカへの影響は少ない。また、工事の影響については、きわめて敏感な時期、及び敏感な時期の営巣期、高度利用域での工事は行わないので、影響は少ない。事業の実施にあたってはモニタリングを実施し、繁殖行動が確認された場合には、工程の変更も含め保全策を講ずること。」との意見をいただいております。これによります保全対策、配慮目標につきましては、工事中もモニタリング調査を実施しまして、予測評価の妥当性、あるいは保全対策の効果を確認することとしてまいります。次に、陸上昆虫類、それから魚類については、貴重な種が確認されておりますが、ダム事業の直接的な影響は少ないものと思われまゝ。その他については記載のとおりでございます。それでは、再評価の調書に戻っていただきたいと思っております。費用対効果につきましては、河川で説明した計算手法と同じでございます。この手法に基づいて算定した結果がここに表わされておりました、数字は 1.21 という数字になってございます。それから、事業の進捗の見込みにつきましては、平成 15 年度には工事用道路が終了し、用地買収も完了する見込みでございますことから、本体工事を早期に発注しまして、平成 19 年度に完成させたいと考えてございます。それから、コスト縮減については、本体コンクリート、これは生コンを採用することで考えておりますが、これらの仮設備の費用、それから付け替え道路についてのルートを選定など、

これらについて掘削道の流用などコスト縮減に努めてまいりたいと考えてございます。それから、対応方針についてでございますが、地元からも治水、それから安全で安定的な水道の水源が強く要望されております。こういったことから、早期に本体工事に着手しまして、平成 19 年度の完成を図っていく必要があると考えてございます。以上が大内ダムについてでございます。

次に、真木ダムについてご説明します。説明の前に、すみませんが資料の訂正をお願いいたします。2 欄目の事業の内容ですが、総貯水容量、これが 473 万 t となっているところを、437 万 t に訂正をお願いいたします。それでは説明申し上げます。ダム予定地点でございますが、次のページの地図をご覧ください。場所は仙北郡太田町真木国有林内でございます。図面の右側のほうでございます。事業の概要ですが、平成 10 年の再評価で、ダムサイトの変更及びダム計画の変更を検討しているということを説明しておりまして、今回の概要、これは変更した計画でご説明申し上げます。事業の目的ですが、これも多目的ダムでございます。3 つの目的、1 つは治水、これはダム地点で 200 t の洪水調節を行いまして、洪水被害の軽減を図る。2 つ目としては流水の正常な機能の維持、これは斉内川の魚類の生息、既得かんがい用水の安定確保。3 つ目は、大曲市、中仙町、太田町、仙北町、西仙北町の水道、1 日 1 万 7,340 t の取水を可能にすると、こういった目的をもっております。事業の内容ですが、ダムの一般図、3 枚目に入っております。あわせてご覧になっていただきたいと思っております。ダムの計画としては治水の安全度、この確率は 50 年に 1 回起こり得る確率 50 分の 1 を設定しております。ダムの規模ですが、重力式コンクリートダム、高さが 54.5 m、堤頂長 312 m、堤体積が 26 万 8,000 m³、総貯水容量 437 万 t、その内訳は洪水調節が 195 万 t、不特定用水にかかるもの 51 万 8,000 t、水道用水が 48 万 2,000 t、堆砂容量が 142 万 t となっております。この全体の事業費は 297 億円であります。事業の進捗状況でございますが、昭和 56 年の調査開始以来、地質調査、ダム計画、環境調査を行ってきております。環境調査につきましては、平成 5 年に真木ダム環境影響予測評価検討委員会を設置しまして、それから平成 13 年には、建設ダム猛禽類検討会の設置、これらを設置しまして検討をいただいて進めてきております。また、昨年度秋田県河川整備計画、仙北平鹿圏域委員会を設置しまして、この中で斉内川が抽出されております。これまで投資されました費用 15 億 8,000 万、これは総事業費に対する進捗率 5.3 %でございます。それから、長期継続の理由でございますが、真木・真昼県立自然公園内での計画となっております。環境への影響を予測するため慎重に調査していることによるものでございます。それから、社会情勢の変化につきましては、想定氾濫区域の浸水戸数 1,846 戸に対しまして、昭和 30 年度には既往最大洪水の際に 1,529 戸の浸水がございました。一方平成 6 年、平成 8 年には渇水になりまして、最大断水日数が 59 日、最大影響人口 1,770 人の被害が発生しております。次に、地域の状況でございますが、斉内川は昭和 25 年から 28 年にかけて、河川改修を行っておりますが、その後昭和 30 年代、40 年代と洪水被害が頻発しまして、特に昭和 47 年は県南の大洪水になりまして、ここで斉内川の治水についても要望が出され

まして、現在に至っているということでございます。また、当地域は生活用水をほとんど地下水に依存してきておりまして、水道普及率も低いところでございます。最近では地下水の水量減少、それから水質悪化の傾向にありまして、生活用水としての水質基準を満足しなくなってきております。このためにも、生活用水の水源としてダムの早期完成が望まれているものでございます。一方そういった状況にある中で、計画地が県立自然公園内ということもありまして、環境への影響を危惧した意見も寄せられてきております。平成 11 年以降では、大曲仙北地域革新懇談会からも要望書が提出されております。次に、環境対策につきましてご説明申し上げます。真木橋地点、上流をダムサイトとした当初計画では、環境の影響が大きいということで、下流へダムサイトが変更されております。現在このダムサイトの環境への影響を予測するため検討しているところでございます。また、平成 10 年度の再評価におきまして、環境調査を行うよう示されております。これまでの調査結果についてご説明いたします。参考資料のほうをご覧くださいと思います。一番下に真木ダムの環境概要表というものがございます。こちらをお開き願います。この環境調査、平成 3 年から 4 年度、これは水質植物、動物の現地調査、それから平成 7 年から 11 年にかけて、貴重猛禽類棲息調査、それから平成 12 年から 15 年度には、貴重猛禽類行動圏調査、それから植物、昆虫類の重要種の補足調査、それから魚類の棲息調査、それから水質調査を行ってございます。現地での調査結果から、水質については環境基準を満足しており、また、供用後の冷濁水現象、及び負栄養価についても、その可能性は少ないと思われまます。地形、それから水質につきましては、溪谷部の岩石の露頭しているものがございまして、一部消失するところもございまして、上流域及び周辺地域に残存するため、影響は少ないと思われまます。ほ乳類の関係では、重要種ニホンカモシカなど 14 種を確認しておりますが、事業予定地周辺地域での棲息は維持されるものと予測されます。次に鳥類についてであります。平成 7 年度以降有識者から調査について指導を受けまして、貴重猛禽類の 10 種を確認しております。13 年度には秋田県建設ダム猛禽類検討会を設置しまして、調査方法及び結果について助言、指導を受けて、継続調査してきております。平成 13 年の 3 月にはイヌワシの繁殖と巣を確認しております。また、平成 13 年の 5 月にはクマタカの繁殖と巣を確認しております。その巣の位置はどちらもダム予定地点から離れておりますが、事業への影響、これを判断するため調査を継続しているところでございます。そして、これまでの調査結果をもとに、平成 15 年の 8 月 8 日に開催されました、秋田県建設ダム猛禽類検討会におきまして、ご意見もいただいております。左の欄の下に記載してございます。クマタカについては平成 15 年に繁殖行動を確認した営巣木が、平成 13 年に確認した営巣木と異なっており、内部構造の把握にはさらに追跡調査が必要である、イヌワシについては追跡調査を行い、評価に必要なデータの集積を行うこと、との意見をいただいております。これによりまして保全対策、それから配慮目標につきましては、猛禽類検討会の意見のとおり内部構造の把握等に努め、追跡調査を行ってまいりたいと思っております。次に、昆虫については、重要種 6 種が確認されております。周辺地域

でも棲息しているので、影響は少ないと思われます。魚類につきましては、重要種4種が確認されております。一部が棲息環境に適さなくなることもございますが、改変地域の上下流での棲息地は影響が少ないというふうに思われます。しかし、今後も生態分布や棲息状況を把握する必要があるため、調査をしたいと考えております。植物につきましては、重要種38種が確認されております。中でもピロウドシダ及びタテヤマウツボグサの生息地が水没するため、新たな生息地の発見に努めるとともに、移植の検討も行うこととします。また、その他の種につきましては、周辺地域に残存するため影響は少ないと思われます。そのほかの記載してあるものについては、そのとおりでございます。また再評価の資料に戻っていただきます。整備効果のほうでございますが、洪水被害の防止と水道水源の安定取水を可能にすることでございます。それから、費用対効果でございますが、同様の計算の結果2.42という数字が出ております。それから、事業の進捗につきましては、真木ダムは地元の生活の安全性を高め、利便性を高める上で有効な手段と考えておりますが、地域の状況のところでも言いましたように、賛成一辺倒というわけではなく、さまざまな意見が寄せられております。したがって、住民が意見を表明し、議論できるような場を設けまして、住民の理解あつての事業ということを進めることができると考えております。ただし、環境への影響については、十分な論議ができるほどの治験をまだ得られていないというのが現状ですので、引き続き調査をしまして、議論の材料として示していきたいと考えてございます。それから、コスト縮減についてでございますが、現在の事業費は従来の工法により積算しているため、堤体材料や施工方法のほか、新技術など検討を加えまして、コスト縮減を図ってまいりたいと考えております。それから、代替案についてでございますが、これは参考資料のほうにちょっと載せてございますので、参考資料の真木のほうの表紙を入れて2枚目、グラフが載ってございます。これは真木ダムの建設費、一番妥当な投資がどれだろうということを出した表でございます。2ページの河道改修流量配分比較という図でございます。代替案の話の前に、ダムの一番経済的な設置の仕方はどれだろうというものを出しているものでございます。このグラフでは、横軸が長野基準点流量、これはtで表されております。縦軸が事業費で億になっております。下のほうの点線で表しているものが、長野地点で流れる流量を確保するために、改修に要する費用の線でございます。左上がりに流量が大きくなるほど経費が高くなっているという線でございます。一方上のほうから斜めに下りている線、これはダムを築造して流量を制限するといいますが、ダムで貯留する形でやった場合の費用を表しております。200と300の間では四百数十億かかると、要するに河川の流量を少なくしようとすると、ダムの高さ、あるいは堤体が大きくなって、それだけ費用がかかると。それから、下に下りてきますと流量が大きくなります。ということは、ダムが小さくなりますと、貯える容量が少ないことから、そのためダムも小さくなりまして、費用も下がっていくと。それで、このダムと下の河川改修、これと足したものを、これを赤の実線で表していますが、これの一番低い点、ここの表では174億円というところが表されておりますが、ダム調節プラス河道改修案、

上流でダムをつくるんですが、一部下流を掘削する必要、これを加えまして 174 億円が一番経済的な案であると。これにより真木ダムの建設が計画されております。この流量が 490 t というものが、ここから出ていることとなります。これが基準にされまして、代替案の比較が 4 ページに記載されております。ダム案プラス一部河川改修、これを考えた場合一番経済的であるというのが、表の中では 1.0、経済性 174 億円、それに対しまして代替案をここに 2 つほど挙げてあります。1 つは遊水池を入れた場合、これですと 209 億円という試算が出ております。また放水路、これは一番下流側において流下能力の一番ないところを放水路、河川のバイパスですが、これを設けた場合には 213 億円ということで、これについては 1.2 という経済性から、やはりダムプラス河道改修案が一番ベターだということを表しております。そのほかにもいろいろ代替案について比較検討しておりますけれども、主立ったものをここに挙げております。それから、また調書のほうに戻りまして、代替案の中で流水の正常な機能の維持、これの代替案についてでございますが、流水の正常な機能の維持といえますのは、渇水時等河川に水がないとき、あるいは既得かんがい用水などで水がなくて取れないとか、そういった場合、ダムに貯えた水を放流しまして、渇水時には河川流量を満たすように、河川の流量を回復するという役割を持っております。これについてはこれはダムの貯留という方法しかなくて、これに替わる代替の案というものは、ダム以外はないということでございます。それから、水道の水源の代替ということですが、これも先程説明したとおり、地下水の水質の悪化、あるいは水量の減少ということで、地下水はもうほとんどできないような状況でございます。ということは、それを救う手だてとしてはやはりダムということになります。そのほかには、最近の県の工業用水が余っているということで、その利用の可能性について現在検討中ではございますが、そういったものもあります。最後に対応方針でございますが、ダム工事の自然公園への影響を予測するには、まだまだデータが必要であること、それから、河川整備計画策定におきまして、計画を示して環境への影響を伝え地元の意見を集約する、こういったことに時間がまだ必要と思われまして、そういったことから、調査の継続が必要と考えております。以上、河川関係事業の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議 長 どうもありがとうございました。それでは、最後になりますが、砂防課さんのほうから 2 件につきましてご説明をお願いいたします。

佐藤砂防課長

砂防課長の佐藤です。よろしく申し上げます。私どものほうは、加茂青砂地区、それから谷地地区ということで、2カ所につきまして、再評価後 5 年経過したものにつきまして、変更ありました点についてご説明申し上げたいと思っております。加茂青砂地区のほうなんです、これは事業概要等につきましては変更したところはありませんが、次の事業の進捗状況のところでは、平成 14 年度末につきましては、事業費といたしまして 60.6 % の進捗率というところで

あります。長期継続の理由につきましては、加茂青砂、谷地地区両方とも同じなんですけれども、まず対象面積が非常に広いということ、それから地すべりの機構解析、さらに工事、そして工事の効果判定の調査ということで、こういうワンサイクルを計画的に進めるために、最低でもワンサイクルするのに3年から5年ぐらいの期間を要するというので、これからもまた時間がかかるかと思いますが、特に谷地地区に関しましては、昭和46年の着手以来34年を迎えると、概成するまでにまだ数年以上かかるというような状況であります。事業を巡る社会経済情勢につきましては、再評価時点と変わってはおりません。さらに事業の投資効果につきましては、平成12年度におきましてB/Cの算出基準の改定がございました。それに基づきまして再度15年度、今年やってみましたところ、費用対効果の今年の再評価につきましては、加茂青砂地区が6.20から3.72というところに下がっております。それから谷地地区に関しましては、2.1のB/Cが現時点では1.35というふうに算出されております。現状のところでは、加茂青砂地区につきましては、地すべりの変動につきましては、鎮静化に向かってはおりますが、融雪時期と降雨時期になりますと、地下水がやっぱり上昇いたしまして、少しずつ、まだ完全停止には至っていない状況であります。さらに今後加茂青砂地区につきましては、平成17年度をめぐりに早期概成を図りたいというふうに考えております。それから、谷地地区につきましては、谷地地区の2枚目のところに地図を載せておりますが、いま現時点で右側の上のところの川越ブロックにおきまして、護岸が隆起している状況にあります。ということは、まだまだ現時点でも予測されない動きが発生しております。これも平成20年度に概成する方針は立てておりますが、なかなかこれも地下水位が下げられない状況でありますけれども、過去の昭和20年頃の地すべりの変動よりは、現時点では鎮静化しておるというところでございます。今後の対応方針といたしましては、計画どおり事業を継続させていただきたいということで、お願い申し上げます。以上であります。

議 長 どうもありがとうございました。建設交通部所管のほうから20件につきましてご説明いただきました。時間があと1時間でございますけれども、議長のほうからの勝手な提案でございますが、今回の20件のうち、新規が1件入っております。残り19件が再々評価ということなんです。そのうち真木ダムにつきましては、5年経過後まだ未着工ということですので、審議の進め方としまして、20件のうちこの真木ダムと新規案件をちょっと切り離して、そのほかの18件を一括審議をお願いしたいというふうに考えておりますが、ご了承いただけませんか。よろしゅうございますか。では、そういう方向で進めさせていただきます。審議に入ります前に、平成10年度の公共事業再評価について、知事に答申しておりますが、お手元にご案内のとおりでございますが、1番目に、公共事業の実施に当たっては、動植物の希少種、環境問題、自然・文化遺産、遺跡について事前調査を行う、云々ということをご答申しております。それから、3番、4番、5番もそうですが、6番目の観光道路については、これは先程ご説明ありました398の道路のことを特に指しておったん

ですが、観光道路については地域の活性化、あるいはネットワーク、リダンダンシーという観点から位置づけを明確にすること、ということで答申しております。それから、7番目の河川整備については、事業の重点化を行うということと、それから8番目に、ダム事業を進める際には環境調査を十分に行うこと、なお、大内ダムについては、動植物に関して現地での環境調査が行われていないので、これを実施すること、といったようなことを答申しております、これらがただいまの所管のほうからの説明の中では、いろいろと反映されているんじゃないかというふうに判断されるところでございます。それでは、早速審議に入りたいと思いますが、大内ダムを含めまして、再々評価の18件につきまして、最初にご意見を賜りたいと思います。約20分ぐらいの時間をとりたいんですが、折田先生、どうぞ。

折田委員 大変申し訳ございません。私、4時過ぎに退席させてもらいたいので、先にちょっと質問させてください。3つ質問させてください。1点目は、最初都市計画のほうからご説明ありました都市環状線、極めて重要な道路だと私も思います。位置付けが都市環状線の一部と書いてあるので、これが完成したらどういふふうに結ばれるのか、補足説明をお願いできればと思います。2点目は、いま398の話出まして、この中に緊急輸送道路というのが、重要な整備目標に書いてあるんですけども、緊急輸送道路というのはいかなるものか、ちょっと説明していただきたい。3点目は、川のほうですけども、私も水害に遭った経験上から、極めて河川の氾濫というのは非常に怖いということで認識しておりますが、その整備の中でたとえば玉川、現地発生材の玉石を使って施工と、松木内川も同様、それから出川の場合はカゴマット工の護岸、それから乱川は植生ブロック、それから梵字川では環境保全型ブロックというふうに、いろいろご使用になられるんですが、これは採択されるときは、お値段が安いものというふうにやるんですか、それとも景観とかそういうものから選ばれるんでしょうか。このへんをちょっと教えていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

議長 それでは、折田委員4時で席を外されるそうでございますので、ではいまのご質問だけにつきましてお願いいたします。

本田都市計画課長

川尻広面線の資料の2枚目のほうで、ちょっとコピーが大き過ぎて、全体エリアが入ってなくて申し訳ございませんけれども、現在赤で引いているところ、これが川尻広面線でございます、これが都心部環状道路の一番南側の位置の横断線でございます。左右方向に川尻広面線がずっと延びていくと、で、明田に地下道を越えまして東側、右手の方向に明田外旭川線という線がございます。これを上の方向、北の方向に延びていきます。で、ちょうど上のところで、また左右方向にある道路に当たるわけですけども、これが手形の跨線橋のほうに行く道路でございます。それを若干左のほうに行きます丸印がありまして、

この付近が千秋トンネルになります。これは秋田環状線とっておりますけれども、それが上の方向に延びていく、この秋田環状線通り沿いにずっと左上方向に延びていくことになります。あと、左側のほうにおきましては、県庁、市役所の脇のけやき通りありますけれども、これが環状道路としての一番左側の縦軸というふうになります。これをぐるっと囲んだのが都心部環状道路というふうに位置づけております。

堀江道路建設課長

道路建設課です。先程の緊急輸送道路のご質問にご説明申し上げます。昨今の地震等におきまして、各地区のインフラが寸断されるというふうなことを踏まえまして、各地区の拠点あるいは県庁所在地と地方拠点都市等々を結ぶ道路インフラの寸断されないような形の交通網を形成しようということでございます。それで、その緊急輸送道路にも一次、二次、三次とございまして、たとえば一次と申しますのは、県庁と高速道路等で結ぶ等々の路線を、一次というふうな扱いにしております。また、地方の市役所等々で生活圏を結ぶのを二次、あるいはさらに三次というのがございまして、この398号も緊急輸送道路の位置づけになってございます。そういうふうなことでございます。

三浦河川課長

河川のほうのコスト縮減ということですが、基本的には、以前はコンクリートの護岸がやられていましたが、多自然型ということで、川に馴染みのある護岸の築造ということで変わってきておまして、極力河川に合ったそういう護岸を選定してやるようにということでやっております。その中で、1つ目は現地産の材料、たとえば玉川、桧木内川のように、現地ではそういった材料が、河川を掘削したときにそういうのが発生すると、そういったものを護岸に利用しております。そういったことでコスト縮減と。それから、環境保全型ブロック等につきましては、いろんなタイプがございまして、その中での採用というものを図りまして、コスト縮減に努めている、そういうような状況でございます。それから、これを選定するに当たりましては、冒頭に私申し上げました、河川整備計画の委員会、こういったものに構造的なもの、地元を示しまして、いろいろ意見をもらいながら、こういった工法も決めて実際の工事現場に当たっているところでございます。以上でございます。

議 長 関連して、どうぞ。

石井委員 関連して質問したいんですが、川尻広面線ですけれども、ここ私よく利用する道路だから、大体わかっているつもりでいるんですけれども、この区間はいいんですけれども、まだ横町の通りが通れませんよね。そうすると、ここを通ったから実現できないということになると、これはどう県としては考えておられるのか。横町のところ、狭くて一方通行ですね。それから、もうちょっと行った信号書いてあるところは拡幅していますから、まだいいと思うんですけれ

ども、横町の件はどうなっているか、ひとつちょっと教えていただきたいんですけども。

本田都市計画課長

ただいまのご質問は、このカラーコピーの先程の赤の線の部分の右側のほう、五丁目橋との間の区間はどうかというふうなご質問だと思います。やはりこの路線を環状道路として位置づけて整備していくためには、当方としてもこの間の未改良区間についても整備する必要があるというふうに認識しているところです。ただ、この部分は商店街ないしは飲食店等々が連たんしている地区でありまして、街並みの形成が大きく変わるというふうなことが考えられます。そういったようなこと、それから整備手法等につきましても、いろいろ検討していく必要があるだろうというふうに考えておりまして、現時点でそこらへんの整備手法を含めまして、今年度地元の意向等も含めましたそういう調査を行っていかうというふうに思っているところでございます。

石井委員 わかりました。河川のほうなんですけれども、ちょっと私の認識と違うのは、ここに従来の護岸と書いてありますけれども、従来の護岸とは何を指すのか。コンクリート護岸というのを建設省は今後つくらないというような形でいっておりますが、そうすると、環境護岸ということで、ブロックでも植生護岸とか玉石を使うとかいろいろありますね。それは私はコストが高いと思っていたんですけども、それはコスト縮減とつながるんですか。私、ちょっと認識が不足がわからないんですが。

三浦河川課長

従来の工法、概ね先生のおっしゃったコンクリートで固める、ブロックとかそういうもので固める護岸でございました。現在そういうブロックはほとんど現場では使っておりません。それで、現地の材料、あるいはこういう環境保全型のブロックということできております。現在その中でも標準的なブロックということで、それが積算の一つの根拠になっております。その標準の形の中で一番経済的なもの、こういったものを採用しまして、コスト縮減を図っているというような状況でございます。

議 長 澤口委員、どうぞ。

澤口委員 2点ほどお伺いしたいと思います。1点はいまの質問に関係あるんですけども、環境に配慮した川づくりということでやられているわけですが、機能が高まるということではなくて、環境のみに配慮した河川改修というのがこの事業の中で行われているのか、そういうのが対象になっているかということがまず1点ですね。それともう1点ですけども、先程羽田委員のほうからご質問があったんですが、それは費用対効果の話でした。今回の河川改修の中に非常に典型的に表れているというか、たとえば事業でいうと横手川、これは便益が

33 ですよ。同じように大沢川、これは 27。一方土買川、これは 1.01 ですよ。そういったものが、非常に B / C いろいろ考えられてつくられて、その結果ものすごい事業間で差があるものになっている。それに対して、非常に予算が厳しいですから重点化を進めているという話があるわけですが、たとえば横手川はこれだけ効果がありながら、平成 30 年を目標にしているというのがありますね。非常に事業期間が先になっていますね。あとのページを見てみますと、3 ページほどめくりますと、事業費の推移と書いているんですが、なかなかいまは非常に事業費が厳しい中で、こういったでこぼこというか、こういった姿が今後とも続いていく、ここに集中投資されることなく、こういった形で事業が行われていくのかどうか。普通考えれば、これだけ B / C に差があれば、かなり重点投資して当然早く完成させるべきだというふうに考えるわけですが、そこを 2 点お伺いしたいと思います。

三浦河川課長

それでは最初のご質問ですが、環境のみを考えた改修があるかということですが、現在のところございません。改修の中でできるものを取り込んでやるというような姿勢でやっております。それから、2 つ目の費用対効果のでこぼこという話です。これは横手川の例をとりますと、浸水戸数が 4,800 戸近くが過去にもこういう災害が起きております。実際氾濫区域のシュミレーションを起こしますと、数千戸の家屋が出ております。いまちょっとデータが手元にはないんですが、こういった家屋浸水が費用対効果の計算上一番効果の金額として表れてくるわけなんです。ということは、人家の密集しているところで、浸水のはなはだしいところ、こういったところについては非常に B / C の B というものが大きくなりまして、極端な数字が上がってくるという結果になります。それと、先程お話ありました土買川になりますと、家屋が横手川と違いまして若干散在しているような状況、農地のほうがよけいな状況でございます。そうなると、どうして費用対効果 1.0 に近い数字にだんだん近付いていきます。そういったことから、この差がどうしても出てくると。それから、こういった費用対効果の大きいところ、私どもこれ特に横手川もそうなんですが、こういうものを重点投資してやっているとところです。現に横手市内、ふるさとのモデル河川という事業で、市内の一番メインのところ、これをそういう制度をもちまして街の中の改修、それが大体できまして、さらに上流の部分、いま中高一貫高、横手工業がそっちに移ってまいりますけれども、それに関連して、その間を一気に改修しましょうということで、新たな事業に採択されまして、これもスタートしたところでございます。ということで、こういう費用対効果の高いところ、こういったところにはやはり重点投資していくべきだと考えております。以上です。

澤口委員 ぜひいまのご説明のとおり、やはり効果の高いものから、これだけ差があるわけですから、でなければ変な話になってきますので、ぜひそういう形で事業を進めていただきたいと、かように思います。よろしく申し上げます。

議 長 石井委員、どうぞ。

石井委員 いまの、またさらに進めますと、結局 1.0 に近いようなところは止めてしまって、その費用をそっちに使えということになると思うんですよ。やはりけた違いですものね。倍かそこらならまだわかるけれども、けた違いのものを事業継続する必要があるのかなということになるんですね。その分の費用を横手川に使ったらどうだと、継続するのは止めたらどうかという話になりませんか、重点化ということになると。33 とか、差が 20 いくつあって、1 を継続するという理由がちょっとなくなってくるんじゃないかと思うんですよ。最初の平成 10 年度の公共事業のときに、重点的にというふうなことを言っているわけだから、どういうお考えをもって 1.0 を継続するということになるんですかね。そういうことになると。

三浦河川課長

この費用対効果、これは基本的には 1.0 以上であるということが、採択要件の 1 つでございます。いまおっしゃられたとおり、費用対効果の上がるどころ、これを重点とすべきだということで、われわれもそれに努めております。ただし、これは地域にやはりそれだけ過去に水害があつて事業がスタートしております。そういった形で地元の方も、この改修を待ち望んでおるわけです。なかなかそこらへんの判断というのは難しいところもございしますが、この費用対効果の算出の仕方も、平成 12 年に変わってきておりました、過去の水害実績ということでいままではやってきておりましたが、いまは実績ではなくて、氾濫のシュミレーションということできておりますので、そこらへんもちょっと変わってきておりますので、そのへんもちょっと考えていただきたいと思ひます。

議 長 松富委員、どうぞ。

松富委員 すみません、教えてください。私がいま興味があるのは B / C ばかりなんですけれども、1 つは、398 号で費用対効果を見ますと、平成 10 年度の評価のときに、予算が 163 億で B / C が 1.03 ということは、大体 168 ぐらいのベネフィットがあるということですね。今回は 139 億円かかっていて B / C が 1.59 ということは、221 億円ぐらいということなんですね。要はベネフィットが 53 億ぐらい増えているんですね。そのあたりを説明してほしいというのが 1 つ目です。それと、河川ですけれども、計算の仕方が変わったということで理解させていただきましたが、たとえば梵字川で B / C を計算されるときに、A 4 の一番最後のページのところで、そして B のところで整備期間が 15 年となっているわけですね。私は先程の話を聞くと、本来整備期間 36 年だから、ここの数値が 36 となるべきではないかなというふうに思っているんです。その例が、たとえば芋川を見ますと、芋川もやはり同じような表があったかと思いますが、そこではやっぱり整備期間 35 年ということで、35 が入っているんですね。どっちが正しいでしょうということなんですが、その 2 点です。

堀江道路建設課長

最初に道路建設課ですが、B / Cにつきましては、その事業の効果とコストの比較でございますが、この事業の採択時、平成元年当時については制度化されておりませんで、内々には調査してございました。それから、再評価の時点で1.03で、確かに160数億ほどのベネフィット効果があるはずですけども、今回ベネフィットが増えているような形になってございますが、今回残事業、いわゆる供用開始した分の残りの部分について、事業費を試算してございます。それが約72億ほどになってございます。

松富委員 その残っている部分だけに関してやったということですか。

堀江道路建設課長 ということでございます。

松富委員 たしかこれ去年だったと思いますけれども、全体でやるべきじゃないかという意見があったかに記憶しておりますが。

堀江道路建設課長

去年の話はちょっとあれですが、一部供用開始しまして、この事業の再評価後のいまの残事業につきまして、コストを算定しておりまして、繰り返しますけれども、その対象事業費が約72億ほどというふうな全体の評価をしてございます。

松富委員 わかりました。残っていることに関してのB / Cだということですね。

堀江道路建設課長 はい。

松富委員 それはそういう資料にしていきたいということですね。

堀江道路建設課長 はい、わかりました。

松富委員 これだと、139億で1.5何倍ですから、50億以上のベネフィットが増えているということになるわけですよ。そうすると、その50億がどういう考えで出てくるかということなんですよ。それと、河川のほうはどうなんですか。

三浦河川課長

B / Cの関係ですが、梵字川の場合は48年からスタートして、平成20年完成ということで、この36年が整備期間の年数でございます。それで、下のほうのB / Cの計算表で整備期間15年と書いていますが、これはミスプリントで、15年ではなくて36年です。申し訳ありません。

松富委員 そうすると、最初の頃の川は全部間違っているというふうになるわけですね。ほとんど15年というふうに入っていますから、僕は多分平成15年ということでタイプミスかなと思ったんですけど。

三浦河川課長 平成15年というのは、評価する時点を指しております。

松富委員 同じような表がありまして、ほとんど15と入っていますが。

三浦河川課長 わかりました。申し訳ありませんです。

議長 そのほかございませんですか。石井委員、どうぞ。

石井委員 ダムについてなんですけれども、両方ともですけれども、費用対効果のところで、洪水は当然のこととして、水源の安定、それからほとんど多目的につくられるはずなのに、費用対効果のところを見ますと、直接被害と、あとは流水維持という言葉をつかって、これは何を指しているのでしょうか。流水維持というと、ちょっとわかりにくいでしょうか。各種用水のことも入っているのでしょうか。便益の算定です。

三浦河川課長

流水の話では、流水の正常な機能の維持、流水の清潔な維持ということです。

石井委員 そうすると、ダムの場合には、いま言ったように河川の維持用水ということでわかりましたけど、各種用水のほうは便益に入らないんですか。ダムのとき入れてないんですか。

三浦河川課長

既得用水については入っておりません。ただし、水道用水は入ります。

石井委員 表現として非常にわかりにくいんです。流水の維持だけで書いておいて、多目的な便益があるはずなのに載ってない。

三浦河川課長

説明がちょっと適切でなかったんですけども、便益に上がるものは、治水が1つ、それから流水の正常な機能の維持、これは河川の維持流量プラス不特定かんがい、これが入ります。水道は入りません。

石井委員 ちょっとわかりにくいんで、いまここに書いてあるように、この表を見ますと、便益の算定の上のほうの中段の説明では、被害の洪水のことしか書いてないんですね。ちょっとこれじゃわかりにくいんじゃないかな。

議 長 小林委員、関連ですか。

小林委員 はい、いまのことに関連するんですけども、秋田県の生物多様性保全構想というのが、たしか3年前ぐらいに発表されていますよね。自然保護課から出ています。それから、つい最近の水とみどりの条例ですね。こういうのは何を言っているかということ、これは秋田県のこれからの生物多様性をどうやって保全していこうか、健全な自然のあり方ですよ。そして、その道筋としてこの河川というものを、生物多様性保全のネットワーク構想という中の、拠点拠点を結ぶ緑の回廊と、それから河川から海岸までとか、そういうのでうまくネットワークとして秋田の自然、生物多様性をいい形で保全していこうと、こういう長期的なものがひとつありますね。そして、これはいってみると、すぐBに換算できない、たとえば溪繁林という範疇でとらえられている森林の河川に沿った溪流部、それから川辺林という格好でとらえられる森林の形態というのがありますけれども、そういうものも即お金のBに金額として計上はできないけれども、これからの21世紀、秋田で暮らす人々の大きなベネフィットとして、価値あるものとして評価されるであろうというふうなものです。こういうものをやはり無視した形でB/Cを、ただ単純にいまの基準だけでいっていいものか。私はそうじゃないと思います。やはりそういうものをしっかり見据えて、こういう河川、それからダムですね。だから、これを河川とかダムだけでとらえずに、やはり地域の川上から川下というふうな流れ、地域という面としてとらえたその中の河川、あるいはダムと、こういうふうにしていかなければならないというふうに思います。

議 長 小林委員、それに関連していると思いますが、平成11年度の答申の中で、事業の効果が数値化できない場合には、それらを定性的に示し、技術面や経済性、社会性など、多方面から総合的に判断しながら事業を進めることと、こういう答申をしているんですけども、それに含まれるのかなというような感じもするんですが。関連してでも結構ですが、そのほか18事業についてございましたら、お出しいただきたいんですが。松富委員、どうぞ。

松富委員 先程川のほうでB/Cが1と30とかでは、全然違うんじゃないかと、重点化やったらどうかというふうに言われましたけれども、いまちらっと見まして、10年のときの答申で、6番、観光道路については特別な配慮をなささい、ということがありますけれども、人命はもっと配慮すべきじゃないんでしょうか、という考え方もあるような気がします。私一人の考えですけども。

議 長 これは、交通のリダンダンシーという代替性というか、そこにも含まれてきませんか。

松富委員 と申しますと。

議 長 いまの人命ということでの。

松富委員 いや、ですから私、経済効率ということで、ある程度優先つけるのはいいですけれども、低いからといってカットするというのもどうかなということが言いたかっただけです。

議 長 何かその点に関して所管のほうからコメントございますか。

堀江道路建設課長

いま委員長さんからもリダンダンシーと、それから松富委員さんからの人命というようなことがお話ございましたけれども、リダンダンシーというのは、ひとつのたとえばこの地域の湯沢道路に関しましては、398 のどこかにおいて災害が起きた場合に、その代替りのルート、たとえばここでは東成瀬線の 342 というのがございます。そういうふうな形で、緊急の物資の輸送等々で代替りの道路を構築するようなネットワークの形成が必要だというようなことで、緊急時の人命の救助、あるいは物資の輸送等々にも、人命と関連したリダンダンシーというものが関連してくるかと考えております。

議 長 いかがでしょう。そのほかございませんですか。

石井委員 谷地のほうなんですけど、これは本当に随分長い時間がかかっているんですけども、河川がすぐそばにあるから、非常に危険な状態になっていることは確かだと思っんですけど、これは川の付け替えというふうに一緒になっていますけど、もっと付け替えられないのかなという、延々ここをやるよりは、川を付け替えたほうがいいんじゃないかという気がするんですけど、その点代替案の考慮する余地はないという、必要は生じていないということだけれども、どうなんです。先程またすごく時間がかかるようなことをおっしゃっていたんですけど。

佐藤砂防課長

河川の付け替えに関しましては、谷地の調書の2枚目の地図がございまして、右側に河川の付け替え、この部分を考えてはおりますが、現時点で対岸のほうにまで地すべりの影響がありまして、右側の上のほうに隆起していますという写真を載せているんですけど、川の左岸側だけで地すべりの区域が終わるのかなと思って、こういう将来的な計画として河川の付け替えを考えていたわけなんですけど、ちょっと事情が変わってまいりまして、逆にここの緑のところの河川の部分を掘削してしまいますと、逆にここの部分が軽くなりまして、地すべりを誘発する可能性もなきにしもあらずということで、現時点では調査を継続しているということです。この右側に国道がございまして、すぐ丘陵地になるんですけど、国道の部分に人家が張り付いておりまして、この右側にもうこれ以上寄せられないという計画の図面ではあります。今後とも、この右岸側の地す

べりの徴候につきまして調査して、継続しながら見ていくということしか、いまのところは考えておりません。

議 長 以上 18 件につきまして、いろいろご意見も出ましたんですが、全般的に計画どおり進んでいると、こういう所管の現状認識でございますが、特に 10 年度の再評価で継続を可としておりますから、重点審議にするものはないと思いますが、よろしゅうございますか。

石井委員 先程の新しい方式、いかがでしょうか。費用対効果のけたが違うという数値が出たときに、われわれは黙ってそれを見ていればいいんですか。あるいはそれに対して何らか重点的にそれを進めなさいということ、やはり言わなきゃならないんじゃないかと思います。あまりにも一律に扱っているんじゃないでしょうか。

議 長 佐藤委員、どうぞ。

佐藤(万)委員

費用対効果もすごく大事だと思いますけれども、県内まだまだあちらこちら不便なところがたくさんあって、やはりそういう生活者にとっては、不便さが解消された、よかった、秋田にこれからも住み続けていけるといったような、生活実感が味わえるということもやっぱり広く、緊急を要することとか、人命に関する事ということのは、また別に考えなければいけないかも知れませんが、あまり費用対効果だけを重要視するのも、

石井委員 いや、そうじゃなくて、限られたお金の中でやるときに、一番 30 いくつと 1 という値のものを同じレベルで考えていいのか、やはり 30 いくつが出たらそれを早めにやるというような方策がとれないのか、それに対して 1 はちょっと、私はその数値を見ると、やっぱり緊急性があると思うんですよ。それに対してわれわれは、ただ事業を継続しなさい、このままの順番でいいですよと言っていいのかどうか、非常に数値が大きく出たものに対して、県はどういうふうにするのかということをお聞きしたいということなんです。これをどう扱うのかと。

議 長 これについての見解、もしありましたらどうぞ。

三浦河川課長

十数年ほど前は、河川改修というのは六十数本年間施工しておりました。で、予算もこういうふうな状況になってきて、完成させるものは完成、打ち切りという、そういうもので絞り込んできました。現在はもう二十数本という、昔の約 3 分の 1 ぐらいの河川の本数で絞り込みされて、こういうふうな状況になっております。当時改修というのは、災害が起きたことを契機にして、河川改修

工事がなされてきております。そういうことで、時間がかかりますが、地元からはそういう災害をなくしてほしいという声が結集したものが、いまの事業につながってあって、私ども、こういった事業に関して、やはり費用対効果の大きいもの、こういったものにはある程度重点配分して、優劣といったらおかしいんですが、そういう形で事業の進捗を図っているような状況でございます。

議 長 答申以来当局、県のほうでも優先順位をつけながら取り組まれているだろうと思いますが、生活者のそういうニーズも踏まえながら、費用対効果も踏まえながら進めておられるということで、よろしゅうございますか。

小笠原(真)委員

あると便利だとか、そういうものに関しては当然費用対効果で高いものに優先を付けるという考え方でいいと思いますけれども、この河川に関しましては、やはり災害ということがありますので、災害といいますか、天災はやはり忘れた頃にやってくるということがございますし、この点に関して、確かに 20 いくつ、30 いくつという数字と、2.いくつという格差は大きいと思いますけれども、この点においては優劣は付け難いというよりも、付けていいのでしょうかという疑問を覚えます。

議 長 関連して、ほかの委員の方ご意見ありますか。澤口委員、どうぞ。

澤口委員 ただ私感じるのは、横手川というのは延々と 50 年ですよね、このままでいくとですね。災害怖い怖いといって、非常に害があるといって、これだけいまの計算方法であると効果が高いのを 50 年かけて直す、では 50 年も 100 年もあまり変わらないんじゃないのという、そういうような疑問を起こさせてしまう心配があるというように、私は思います。ですから、ぜひこういった極端に効果があるというものは、ぜひ重点投資をして、いままでも県が進めているということですから、その言葉を聞いていますので、今後ともそういう方向でやっていただきたいということです。

議 長 何か前回の答申の記憶でも、そういう同じような意見が出まして、そういう中で重点という、ニーズも踏まえながら、災害対策も踏まえながら、重点をとるという答申になったと記憶しておりますが、引き続きその方針でやっていただきたいということなんですがね。

石井委員 ですから、いまおっしゃったように、平成 30 年完成予定で 33.48、これいつの時代に設定されたのか、こういう数値が出たときに、これを早めるということを検討なさったかどうかですね。事務局として検討なさったんですか。

三浦河川課長

この横手川を例にとりますと、いま現在約 200 億強の事業費が見込まれてお

ります。一方県の財源といいますと、一番最初に話しました県内の河川改修事業というのは40数億でございます。50億弱でございます。1本当たり約2億円、平均すると2億ちょっと切りますけれども、そういった予算しかございません。それで、23本の河川がありますので、そういったものが全部一緒に同時進行して改修されると、いつになってもできないと。200億を単純に2億で割れば100年という数字が出ます。これではとても追いつかないということで、以前はさっき申し上げましたふるさとのモデル河川事業、これは特別そこに重点投資するという制度がありまして、これは一昨年度完了しました。十数年かけまして、横手の市内立派にできまして、それで水害から助かっております。ただし、昨年、それから一昨年立て続けに上流のほう、本郷という地区なんですけど、2カ年浸水騒ぎが起きまして、上流側のほうですが、これを急きょ被害から守るべく重点投資というような形でやっております、そこにこれだけの家屋が密集している地域ということでの安全をやはり考えながら、予算の配分も考えてやっております。

議長 どうぞ。

松富委員 B/Cだけでいくと、30なんぼとかというのは当然投資すべきだというような感じはしますけれども、もう一つの川の見方として、治水安全度があると思うんですね。たとえば横手川なんていうのは、治水安全度は結構大きいんじゃないでしょうか。それに対してB/Cが1とか1.1.ちょっとぐらいとか、2とかいうのは、意外と小さいんじゃないでしょうか。たとえば、横手川がものすごく大きいとしますと、それはもうその部分でものすごく考慮してあげていることになっているわけですね。だから、そういうファクターも考えるべきだと思います。で、先程個人的な意見として言わせていただきましたけれども、やっぱり人命ということに関しては重要だと思いますので、そう簡単には僕は経済的には割り切れないと主張したいです。

議長 いろいろいまB/Cの点、人命の点、重点化の点出ましたんですが、特に今年度の答申としてさらに盛るべき何か文言があれば、何か石井委員、提案ございますか。

石井委員 河川については、再度もう一度検討して、重点化を図るべきだというふうに、これだけの数値が出たんですから。前はそんなに差がありませんでしたよね。今度は非常に差があるとなると、もうちょっと重点化については、さらに進めるべきだというような文句が入ってもいいんじゃないかなと思うんですけれどもね。

議長 ほかの委員から人命の点、あるいは地元のニーズの点も出ましたので、そこらへんのバランスもまた織り込まなきゃいけないと思うんですが。

小林委員 シミュレーションに変わったわけですね、今回。それがどれだけ新しいのかというところが、まだ私らに見えていない。従来の方法と、今度シミュレーションに変わって。ですから少し期間をおいて、シミュレーションによるB/Cの出し方が、どの程度信頼性のあるものなのかという、そこがはっきりしないと、にわかに賛成できないところがちょっとあるんですね。数値もこうなった、それで、じゃあといってアクションを起こすときに、拠って立つところの確からしさが、どうも私にはまだしっくりこないというのがひとつあります。ですから、少しそういう点を事務局に検討してもらって、従来と今回の違いというふうなところを、もっと明確に説明を聞いてから判断してもいいのかなという気がします。

議長 関連して何かご意見ございますか。

佐藤(万)委員

その費用対効果の出し方、詳しくわからないんですけども、もしも人口の多いところほど同じ被害に遭ったときにB/Cが高い、そうすると、人口の少ないところは低いという、やっぱり都市部はどんどんB/Cが高くなってすぐやりなさい、過疎地は後でいいですよ、ということにはならないようにしていただきたいと思います。

議長 いろいろB/Cとその地域によるニーズと、これは両方バランスを取りながらやっていただくしかないんじゃないかというふうに思いますが、あとB/Cの算定についていろいろご意見も出たんですが、シミュレーションの話も出たんですが、やはりこれだけ詳しい所管の算定、これしっかりした用量があると思いますので、それに基づいた算定をしていただいていますので、ここでは一応これをもとにひとつ議論をするしかないんじゃないかなというふうに思いますけれども。結論を急ぐようですが、この18件につきましては、引き続き継続を可とするということによろしゅうございますか。

〔「はい」の声あり〕

議長 では、18件については一応ご了解をいただいたというふうに考えます。では次に、時間が少なくなりましたが、真木ダムにつきまして、これはまだ未着工になっておりますが、しかも、先程の説明の中では、地元の意見もいろいろまとまってないというようなことで、所管の対応としては引き続き調査をしながら、地元との接点を探っていくというふうに受け取りましたんですが、早速ご意見いただきたいと思うんですが、いかがですか。

佐藤(万)委員

これは全くの素人感覚なので、現実味があるかどうかわからないんですけども、玉川ダムが工業用水ということでつくられています。そのダムを生活用水として利用することは、制度上あるいは技術上大変なクリアしなければいけ

ないことがあるのかも知れませんが、やはりこの真木ダムが300億近い経費が新たにかかるわけですので、それよりだったら、いまあるダムを有効活用していく道を探ったらいいんじゃないかななんて、素人なりに思いました。2つ目は、昭和30年から8回いろいろな洪水に見舞われているわけですが、そのときどきに対応策というのをとられてきたと思いますので、先程のご説明でも代替案いろいろ、河川改修ですとか、川の堤防整備ですとか、そういったことをおっしゃられていましたけれども、そういった代替案の可能性というの、もっと探っていただきたいというのが2つ目です。そして3つ目なんですけれども、先程のご説明の中でも、河川整備計画策定に当たり、地元から意見聴取が必要だというふうなお話がありました。国道交通省がこの5月に、大型の公共事業は構想段階から住民の意見を聴く、住民参加型ガイドラインを固めたというふうなことがありました。ですから、この真木ダムについても、住民の意見を聴くというのは、どの程度の重きをおいて聴こうとなさっているのか、もしかして、事業の見直しといったようなことも、中に出てくる可能性があるのかということも含めて、この3点お聞きいたします。よろしく願いいたします。

議長 お願いします。

三浦河川課長

最初の玉川ダムの水の問題ですけれども、現に第二工業用水、これが余っているという状況でございます。それで、その転用という話なんです、技術的には可能でございます。玉川から水を引いて、それをポンプアップして引くということは可能でございます。ただし、自然流下と違いまして、川から水を揚げるという手段が、ポンプという力を借りなければいけないこと、それから、ここのダムに関しては、太田町とか中仙町、それから仙北町が特にそうなんです、標高の高いところにありますので、そこまで水を押し上げて、それから水圧かけてまた下ろすというような、そういう管路及び設備、それから水の問題に関しては、真木は非常にきれいな水でございます。玉川の水もきれいではございますが、水道の水にするということになりますと、そういう水道水にするための設備とか、そういうものが結構かかり増しになってくるところがあるという問題があります。それから、いまこれ実際使えるかどうかという検討が、県庁内で始まっております。ただし、いろいろこういった例がなかなかなくて、関係機関との調整、非常に時間がかかっているようでございまして、それらの結果をちょっと私どもも待っているような状況でございます。それから、住民参加のほうでございますが、まずひとつ河川整備計画、これは平成9年の河川法改正で、河川の改修の事業をする場合には、整備方針のもとに整備計画を立てることという、そういう一連の中で地元の意見を取り入れること、それから、地方自治体の長の意見を聴く、その以前には有識者、あるいは地元の関係者の委員会を設けるんですが、そういった諸々の意見を反映させるということが、ひとつやらなきゃいけないことになっております。いまガイドライン、これは

大型事業についてガイドラインも発表されました。全く同じような中身でございまして、いままで官主導であった事業を、そうでなくて住民参加で、住民の意見を聞き入れた事業をやりましょうということで、やっているものでございます。河川もそのように全県で展開してやっております。

議 長 佐藤委員、よろしゅうございますか。住民の意見によっては中止もあり得るのかというような、そういう意味のご質問ですか。

佐藤(万)委員

年数がかかって、難しい問題ではあると思うんですけども、いまこの未着工の時期に、もっといろいろな立場の人や、いろんなこのことについてもっと議論が活発になればいいんじゃないかと思います。

三浦河川課長

さきほどの2番目のご質問ですが、真木ダムの下流には斉内川という川がありまして、過去に昭和20年代に大きな災害がありまして、それを契機として25年から28年に災害の改修等をやっております。その後にもまた災害が起きて、災害の手当しているような、そういうような状況でございます。それから、もう少し議論が活発になればというお話でございます。私どももこれらの調査をもう少し充実させたもの、いろいろ有識者のご意見を伺って、現場に対する評価、これらをいただきたいと思っています。これらの意見をいただいた上で、河川整備計画の公聴会なり、あるいは地元の説明会等を通して、地元の意見を取り入れながら今後の事業をどうするかということも、皆さんで話し合っていく場をつくりたいと思っております。

議 長 ただいまの所管の説明に関して、何がご意見ありましたら。どうぞ、石井委員。

石井委員 延々調査ということになりかねないので、私も小笠原先生も関係したんですよ。結構長い間調査をやっていて、こういうのが一番困るといって、あとどうするんだろうと、休止にひっかかりそうな、だから、めどはいつにするおつもりなんでしょうか。スケジュールはいつまで結論を、やっぱりタイムリミットというのを設けなきゃいけないんじゃないかと思います。延々ですものね。

議 長 調査と地元意見というようなことで、所管のほうでは何かめど的なものはありますか。

三浦河川課長

こういうスケジュールだというのが、はっきりちょっといま申し上げられないような状況でございます。といいますのも、これはダムサイトが上流から下流に移りまして、調査の仕切り直しをしまして、いろんな調査をして、ダムの

形状ですとかそういった技術的な課題のところは、ある程度のところまでできております。ただし、この事業を施行する上でのいろいろな自然公園内での問題、特に鳥類の問題やら動植物の関係、そういったものの調査がまだ熟しておりません。そういった中での議論というものを、まだ持ち上げられない状況でありまして、こういったものが揃った時点で地元と話し合っていきたいということを考えております。もう少し調査の時間をいただきたいというふうに私ども考えております。

議長 澤口委員、どうぞ。

澤口委員 ちょっとせこい話かも知れませんが、仮に調査今後5年間続くというようなことになった場合に、いままで15億8,000万かけているんですけれども、そういう調査のための経費というのは、大体どのくらい見込まれるのか、内容がちょっと流動的だとは思いますが、どの程度のものをお考えられるのかということをお聞きしたいんですけれども。

三浦河川課長

いままでここに投資されたもの、これは昭和56年からですが、15億ほど投資されております。いま現在大体の地質調査とか技術的な調査が、ある程度固まっておりますので、主力は環境調査とか水門調査、補足した調査とかそういったものですので、具体的にこう言っていいかどうか、概ね2、3千万程度の調査といったものがちょっとこの数年、たとえば猛禽類ですとか、水際の環境ですとか、そういったものを補足調査なりしてそういったデータを集めたい、それをやっていきたいと思っております。

澤口委員 それは1年間ということですか、2、3千万というのは。

三浦河川課長 はい、1年間当たりということですよ。

議長 ほかにご意見ございますか。小西委員、どうぞ。

小西委員 極端な言い方ですけども、やはりとどまる勇気というのを持てるかどうかということも、この時点では出てくるかなということ。たとえば私なんか考えますと、1歳の子どもが20年で20歳ですよ。そうすると、その間どんどん環境も変わる、状況も変わってくるわけですね。そうすると、またそこで調査が必要になる。じゃ、さっき先生がおっしゃったとおり、じゃ、どこで止まるのみたいなことが絶対出てくると思うんですね。でも、私はやはり最初の時点で必要だということで、これが計画がなされてきているわけですので、もう一回原点に戻られて専門家の先生を交えて検討する必要は確かにあるかと。それでやはり期限は、いつまで結論を出すというのは、やっぱり必要だと思いますので、検討するための期間というのは確かに行政側も必要だと、決断する

ためのあれも必要だと思いますので、この場では一応継続で検討するという
ことはゴーサインを出して、そして期限を明確にさせていただくということであ
りょうか、ということなんです。ほかの委員の方のご意見も。

議 長 ただいま小西委員からの提言がありましたんですが、委員の皆さんいかがで
すか。いまの所管の説明だけで、いまここで止めるあるいはやるの審議は、こ
の場では結論出せないような、これは議長がこういう発言をしてはうまくない
んですけれども、そういう印象を持つわけですが、しかも、地元の住民の意見
あるいは有識者の意見というようなお話もいま出ましたし、そういう意味であ
る程度期限をつけて、この場は調査を継続ということで審議するか、そこらへ
んいかがですか。小笠原委員、どうぞ。

小笠原(暁)委員

いまいろいろな議論の中で、期限をつけて、つまり工事着工の期限ではなく
て、調査の期限を明示した上で、ここで判断すべきだというご意見だと思いま
すが、ちなみにこの調査の事業が始まったのが昭和 56 年ですね。それで、一
昨年はじめてイヌワシの営巣が確認されました。で、去年はじめてクマタカ
の営巣が確認されました。生き物相手の場合には、そういう期限を切られますと、
とても調査になりません。したがって、このような会議の中で、貴重なこの場
で期限を切るとするのは、生き物を相手にしているわれわれの立場からすると、
極めて苦しいですね。だから、僕にあと何年必要か決めると言われましても、
私は決めることはできません。私の答えは以上です。

議 長 関連していかがですか。松富委員、どうぞ。

松富委員 私の腹は決まっているんですけれども、その前にちょっと確認したいことが
ございまして、というのは、僕にとっては非常に重要なことじゃないかと思っ
ているんですけれども、それは何かというと、いわゆる確率年を旧案は 100 年、
ところが新案は 50 年です。もう徹底的に違うと思うんですね。そのあたりの
理論武装というか、説明というか、別の言い方をすると、前の案は何だったん
だというふうな質問をしたいんですけれども、そのあたりどうでしょうか。

三浦河川課長

この確率の考え方なんです、一般的な確率の考え方というのは、年数が長
くなると、それだけ洪水の実績、これが改修した場合、あるいはダムをつくっ
た場合、守られる安全度が高くなると。ということは、100 分の 1 というと 100
年に 1 回、それが 50 分の 1 というと 50 年に 1 回、それだけ洪水の調節量、こ
れが若干少なくなるということには、結果的になります。ただし、この評価の
仕方、以前はほとんど安全度 100 分の 1 でダムがつくられてきました。しかし、
下流の街の形状ですとか、資産の張りつけ具合だとか、流域の街の状況、こ
ういったものが総合的に判断されてその確率を決めることというふうに変わっ

きております。そういうことで見直しが入りまして、確率が 50 分の 1 で妥当じゃないかということから、こういうような結果になっております。

松富委員 たとえば一番最初は 100 年でやっていたわけですね。ということは、直下流あたりが 100 年とか同じレベルだから、そういうふうな案が出てきたと思うんですよね。で、今回 50 分の 1、50 年にしということは、ものすごく大ざっぱな判断というか、そういう感じがするんですよ。ひょっとしたらもう少し議論なれば 30 分の 1 でいいのか、20 分の 1 でいいのかと、こうなってくると思うんですよね。ですから、そのあたりしっかりした理論武装がないと、僕はいけないと思うんですよね。だから、そのあたりのご意見はどうなんでしょうかということなんです。

三浦河川課長

いま私が申し上げたことを、ちょっと具体的に申し上げますと、この確率を決める判定の基準が、1 つは流域面積、これがございます。それから平地の面積、人が住む、あるいは農地とか生活の場の面積、こういった面積、それから、判断区域内での人口の集中具合とか、家屋の密集度、あるいは事業所の具合とかそういったもの、あるいは氾濫区域内の都市化の具合とか、それらを全部かみ合わせまして、

松富委員 そうしますと、100 分の 1 と決めたときに比べて、いまはものすごく低い確率でいいわけですから、たとえば資産価値が下がったとかそういうことなんですか。僕はそうは思えないような気がするんですけども。基本的には変わってないと思います。

三浦河川課長

資産価値とかそういうものは何も変わってないんです。それで、やはりこれも B / C の話になるかと思うんですが、その地区地区にどれだけの投資をしたほうが一番妥当なのかと、たとえば人の住んでいないところに 100 分の 1 というわけじゃなくて、あるいは 30 分の 1 でもいいんじゃないかと、中間の街では 50 ないし 70 分の 1 がいいんじゃないかと、

松富委員 それはもうわかるんですけども、だから一番最初 100 分の 1 にしたとき、それから変えるときのあれですね。だから評価の仕方が変わったんだというならば、また話は別ですけども、根本的に変わってないような気がするんですけども。

石井委員 それは全国レベルでしょう。単純にこのダムだけの話じゃなくて、前は 100 分の 1 で一律でやっていたのを、全国的にそういうふうに多分国土交通省あたりが変えたんですよ。これは国庫補助ですから、100 分の 1 でやらなくても、50 分の 1 でいいというようなことになったんじゃないでしょうか。多分真木ダム

だからやったという意味じゃないと思うんですよ。全国的じゃないんでしょうか。

松富委員　そういうことであれば、私はよろしいんですけども。

三浦河川課長

いまの石井先生の言われたとおりなんです。十数年前あたりから、いままでダムであれば100分の1だとか、改修でももう大きいほうが安心だみたいな、そういう風潮というとおかしいんですが、そういうものじゃなくて、きちっとその地域に合ったものをやるべきだというのが示されまして、全国みな一斉にそういうふうにならってやっている状況でございます。

議　長　いまの議論の状況からして、重点審議にすべきかどうかというのを諮らなきゃいけないんですが、ただ、重点審議に仮にしてみたところで、この状況がまた進展するともちょっと考えられにくいので、これは議長提案でございますけれども、所管の対応方針どおり調査は継続すると、ただし、来年度以降この再評価委員会が行われるわけですから、その都度報告して可能性について審議するというような対応で、この場はいかがでしょうか。よろしゅうございますか

〔「はい」の声あり〕

議　長　なかなか議論尽きないと思いますので、本日のこの真木ダムにつきましては、翌年以降も調査を継続して、その状況について地元意見も含めてこの場に報告していただくということで、可能性について審議するという事で閉めたいと思います。よろしくお願ひします。大変時間を押して恐縮でございますが、最後に、都市計画のお寺の道路のところの案が残っていますが、いかがですか。これはこのとおり継続というしかないんじゃないかと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「はい」の声あり〕

議　長　それでは、所管評価のとおり継続ということで、審議会を閉めたいと思います。なお、答申の案につきましては、いろいろ出た意見を反映しまして、また各委員に原案をお示しして了解をとった上で、知事に対する答申をしていくということにいたしたいと思います。また、なおご意見がございましたら、事務局のほうへもひとつご連絡をいただければありがたいと思います。それでは、大変時間が超過して恐縮でございますが、議案審議は以上で終了いたしたいと思ひます。

(3) 議案第 3 号
次回開催日について

議 長 議案第 3 号、次回の開催ということは、ではよろしゅうございますね。

8 その他

議 長 その他ということで、何か事務局のほうからございますか。

事 務 局 長い間ご苦労さまでした。それで、事務局のほうから最後の連絡ということで、後日きょうの会議の議事録を皆さんに郵送いたします。その上でチェックをしていただきまして、さらにその答申の案をまた皆さんにお示しいたしますので、それもさらにご検討していただくこととなります。多分 10 月あたりがめどになりますので、どうかよろしく願いいたします。

議 長 答申案につきましては、また各委員のほうへファックスなり連絡いたしまして、ご了解をとった上で知事に答申するという段取りで進めたいと考えます。本日は、大変長時間にわたりましてご苦労さまでございました。ありがとうございます。

9 閉 会

司 会 委員の皆さまには、長時間にわたりご協議いただき、大変ありがとうございました。これをもちまして、平成 15 年度第 1 回公共事業評価専門委員会を閉会といたします。どうもありがとうございました。ご苦労さまでございました。
(午後 5 時 13 分 終了)